

第2次笛吹市行財政改革大綱

H22~25年度

目 次

1章	行財政の現状と課題	1
1-1	市政を取り巻く環境の変化	1
1-2	笛吹市の財政の現状と課題	5
1-3	笛吹市の行政の現状と課題	20
2章	第1次行財政改革の検証	24
2-1	行財政改革実施計画の進捗状況	24
2-2	集中改革プランの達成状況	47
3章	行財政改革の大綱	51
3-1	行財政の現状と課題の総括	51
3-2	行財政改革の必要性	51
3-3	行財政改革の目標	52
3-4	行財政改革の基本方針	53
4章	具体的な改革項目	54
4-1	小さな市役所実現に向けた改革	54
4-2	健全な財政基盤構築に向けた改革	55
4-3	計画的な行政経営実現に向けた改革	55
4-4	市民第一主義の行政実現に向けた改革	56
5章	集中的に取り組む改革	57
5-1	市税収納率の向上	57
5-2	都市計画税課税区域の見直し	58
5-3	職員定数の適正化	59
5-4	特別会計の経営健全化	60
5-5	普通建設事業の見直し	61
5-6	改革による財政効果	62
6章	将来の財政予測	63
6-1	財政シミュレーション	63
6-2	さらなる改革の必要性	63
資料		68

1 章 行財政の現状と課題

1-1 市政を取り巻く環境の変化

1-1-1 社会経済情勢の変化

(1) 人口減少社会の到来

国立社会保障・人口問題研究所発表の日本の将来推計人口（平成 18 年 12 月推計）によると、わが国の人口は平成 17 年の 1 億 2,777 万人から、同 27 年の 1 億 2,543 万人に 10 年間で 234 万人減少する。10 年間の人口増減の内訳は、15 歳未満人口が 274 万人の減、15～64 歳人口が 762 万人の減、65 歳以上人口が 802 万人の増となっている。

(2) 物価下落と国内総生産のマイナス成長

平成 22 年 1 月、内閣府発表の経済見通しと経済財政運営の基本的態度によると、同 21 年度のわが国経済は、失業率が高水準で推移するなど厳しい状況にあるものの持ち直していくと見込まれている。

物価の動向は緩やかなデフレ状況にあり、消費者物価は、大幅な供給超過、前年度の原油価格高騰の反動等から 4 年ぶりに下落に転じると見通されている。

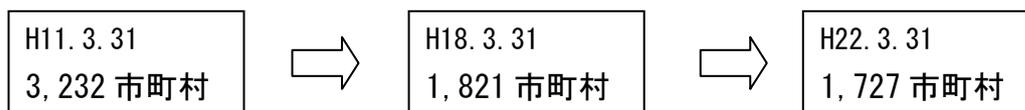
次に、平成 21 年度の国内総生産の実質成長率は、成長の発射台が極めて低いことなどから、前年度より改善するものの▲2.6%程度にとどまると見込まれている。また、国民の景気実感に近い名目成長率は、▲4.3%程度と 2 年連続の急速な減少が見込まれている。

(3) 地方分権の進展

平成 12 年 4 月の「市町村の合併の特例に関する法律」の改正により、いわゆるアメとムチによる合併促進措置が実施され、全国の市町村数は 3,232（平成 11 年 3 月 31 日）から 1,727（平成 22 年 3 月 31 日）に減少する。

また、平成 18 年 12 月に地方分権改革推進法が成立し、国庫補助負担金が廃止又は縮小されるなど、国と地方の役割分担が見直されつつある。

全国の市町村数の推移



(4) 住民ニーズの変化と新たな公共サービス

少子高齢化の進展、循環型社会への移行、経済のグローバル化、情報化社会の到来等、社会情勢の変化に伴って、個人の生活様式や価値観が変わりつつある。

こうした状況の下、住民のニーズは複雑かつ多様化し、行政だけでは対応することが困難になってきている。そんな中、これまでのような「公共サービスは行政が提供するもの」という考えから一歩進み、自分の持つ能力を社会貢献に生かしたい、地域課題の解決に役立てたいという新しい価値観を持った市民による、新しい公共サービスの形態が見られるようになってきた。

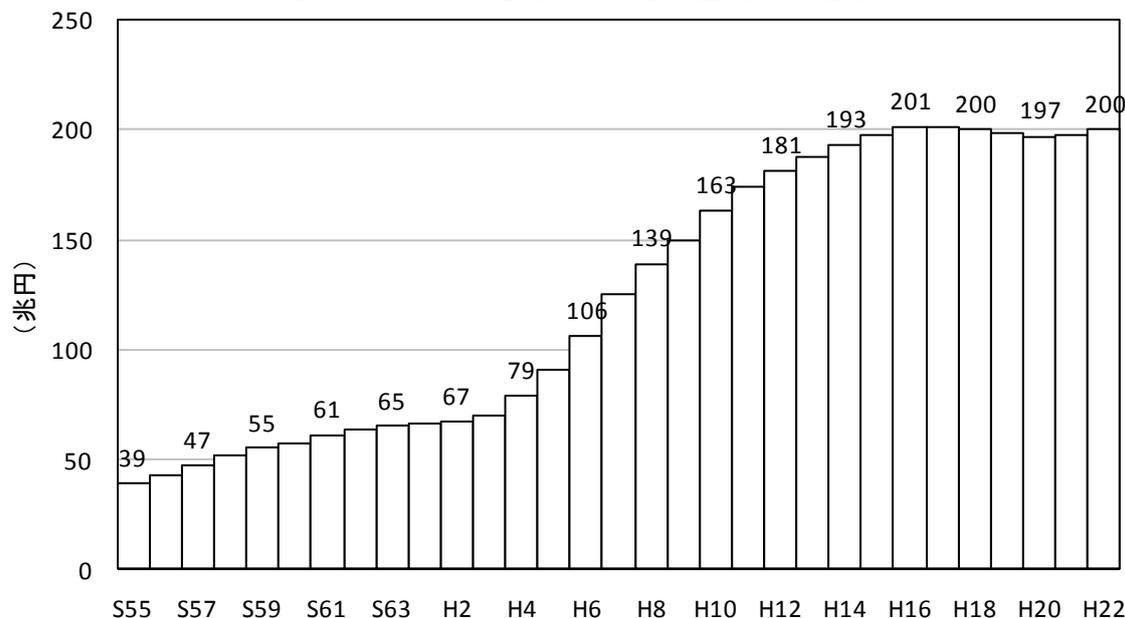
1-1-2 厳しい地方財政

(1) 地方財政の借入金残高の累増

バブル経済崩壊後、景気対策の目的で公共事業に多額の予算を投入してきたことから借入金残高が累増している。地方財政の借入金残高は、平成4年度末の79兆円から同16年度末の201兆円に、12年間で約122兆円増加した。その後減少に転じ、同20年度末には197兆円となるが、同22年度末には再び200兆円を超える状況にある。

また、全国の自治体では、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や国の進める三位一体改革¹の影響等により恒常的な財源不足が生じているが、これを補う目的で臨時財政対策債²を発行してきたため、さらに借入金残高が増加し、財政の硬直化を招いている。

図表 1 わが国の地方財政の借入金残高の推移



¹ 三位一体改革は、「ムダな公共事業の温床」と考えられている補助金を削減し、これに見合う額を、国から地方への税源移譲で補う改革を言い、「補助金削減」「国から地方への税源の移譲」「地方交付税の見直し」を一体的に行うもの。

² 臨時財政対策債は「赤字地方債」とも言われ、地方が臨時的な財源不足を補うため自らの責任で起こすことができる借金のことで、その返済は将来の地方交付税の基準財政需要額に理論的に算入される。

(2) 地方財政計画の主な歳入項目の推移

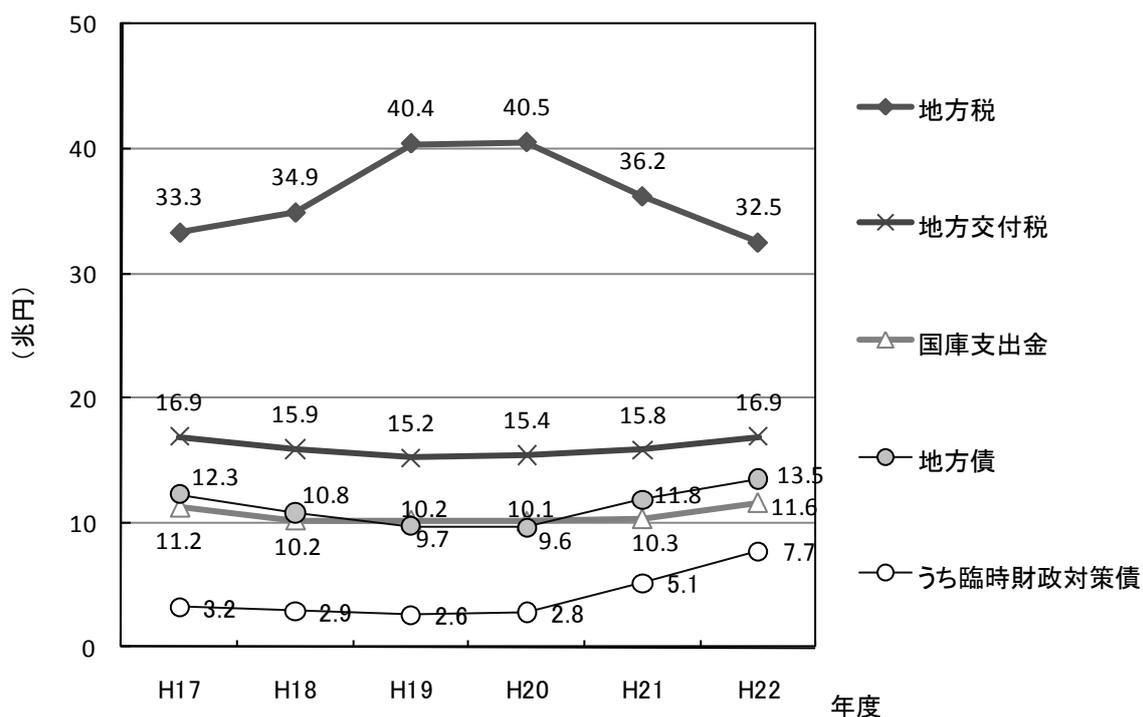
平成 16 年度から始まった三位一体改革では、3 兆円の税源移譲（国税→地方税）と、4.7 兆円の国庫補助負担金削減、5.1 兆円の地方交付税削減が行われた。これにより、同 17 年度から同 20 年度にかけて地方税が増加し、国庫支出金³と地方交付税が減少している。

地方税は、特別減税の廃止と所得税から住民税への税源移譲により、平成 17 年度の 33.3 兆円から同 20 年度の 40.5 兆円に 7.2 兆円増加した。ただし、同 21 年度以降は景気後退等に伴って減少し、同 22 年度には 32.5 兆円になると見込まれる。

地方交付税は、平成 17 年度から同 19 年度まで減少傾向にあるが、同 20 年度以降は地方財政対策による財源不足の補填等により増加に転じている。

地方債は、平成 17 年度以降減少傾向にあったが、同 21 年度に増加に転じ同 22 年度には 13.5 兆円になると見込まれる。地方税の減少等に伴う財源不足を補うために臨時財政対策債の発行額が増えたことが原因である。

図表 2 国の地方財政計画の主な歳入項目の推移



³ 国庫支出金は、国が地方へ用途を決めて交付するお金のことで、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金がある。

(3) 地方財政計画の主な歳出項目の推移

地方財政計画の歳出の推移を見ると、一般行政経費が増加し、投資的経費⁴が減少している。

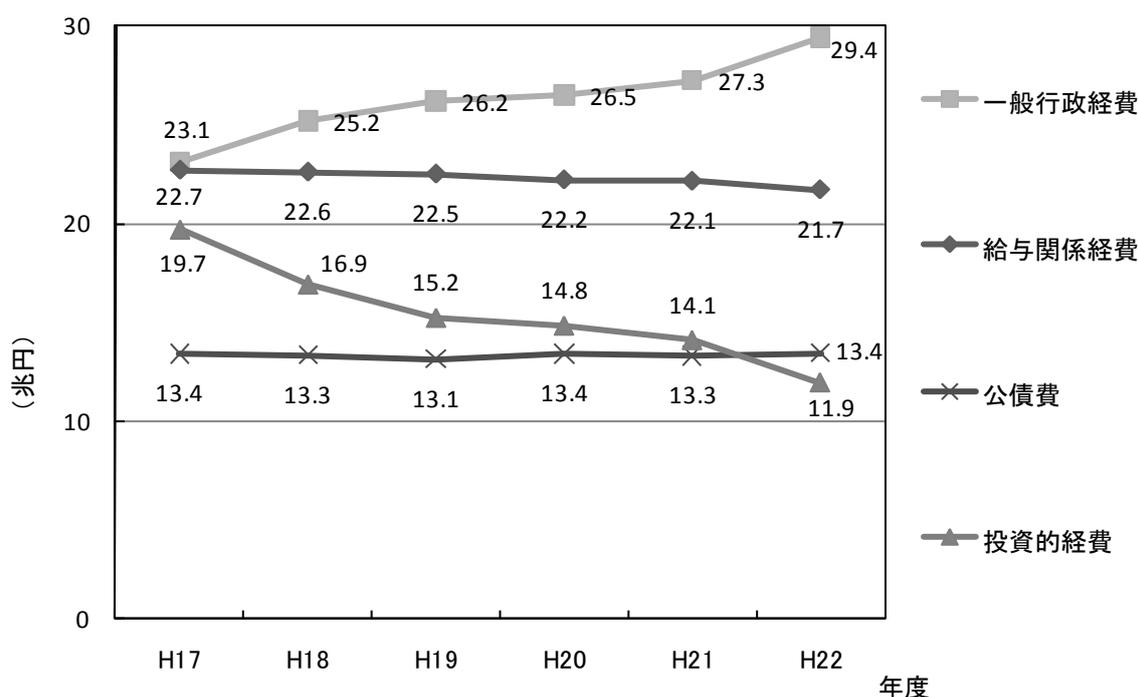
一般行政経費は、平成 17 年度以降増加を続け、同 22 年度は 29.4 兆円となっている。少子高齢化の進展や循環型社会への移行等社会情勢の変化に伴って今後も増加すると考えられる。

投資的経費は、景気対策として実施してきた道路整備や公共施設の建設が落ち着いたことから、平成 17 年度以降減少している。国の予算の優先順位がコンクリートから人へと向かいつつあることから今後も減少していくと考えられる。

給与関係経費は、平成 17 年度以降減少を続けている。自治体の行政改革の取り組みにより今後も減少していくと思われる。

国が示す地方財政計画は、自治体の財政運営の指針となるため、今後の動向を注視していく必要がある。

図表 3 国の地方財政計画の歳出の推移

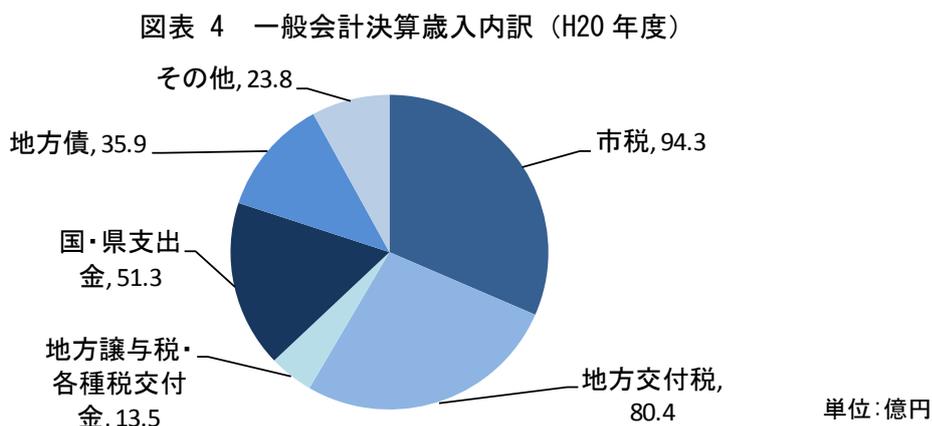


⁴ 投資的経費とは、道路や施設の建設等社会資本の整備に支出するもので、その効果がストックとして将来に残る経費。

1-2 笛吹市の財政の現状と課題

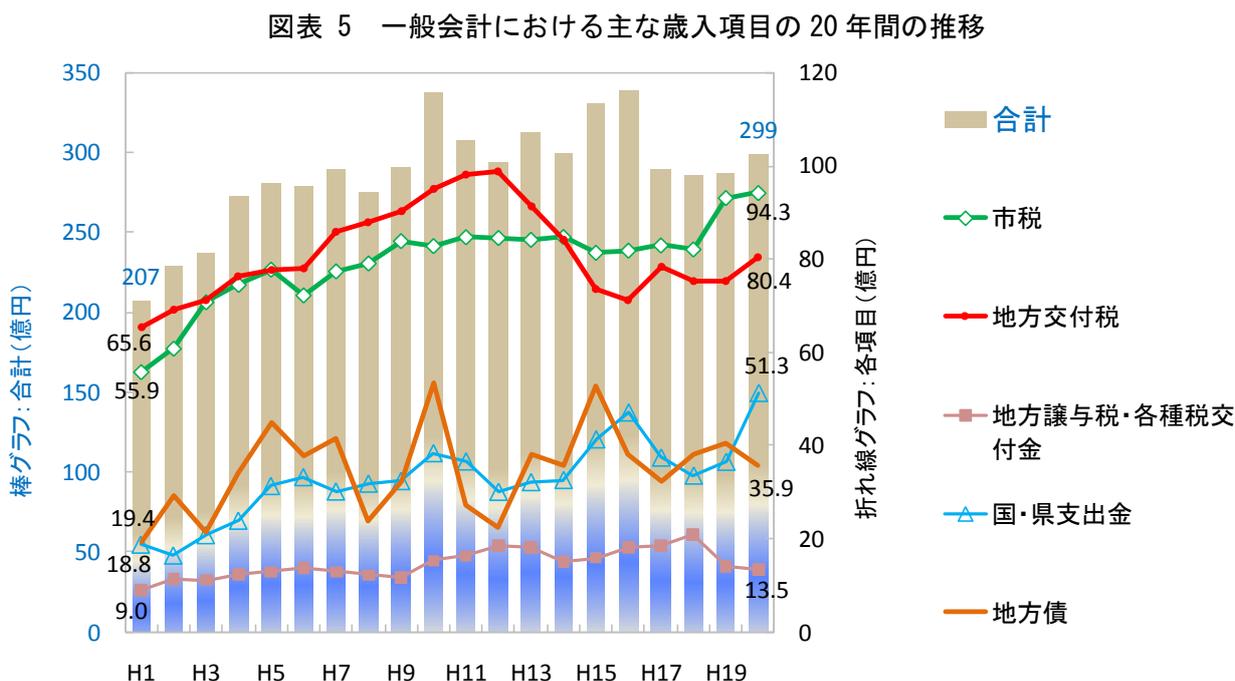
1-2-1 歳入の状況

本市の平成 20 年度の一般会計の歳入の内訳を見ると、市税が 94.3 億円で最も多く、以下、地方交付税 80.4 億円、国・県支出金 51.3 億円、地方債 35.9 億円と続く。



次に、本市（旧 7 町村）の一般会計の歳入決算額の 20 年間の推移を見ると、合計が平成元年度の 207 億円から同 20 年度の 299 億円に 92 億円増加している。

項目別に見ると、市税が平成元年度の 55.9 億円から同 20 年度の 94.3 億円に 38.4 億円増加しているほか、地方債が平成元年の 19.4 億円から同 20 年度の 35.9 億円に 16.5 億円増加するなど、各項目で増加している。なお、地方交付税については、平成 12 年度をピークに減少傾向にある。

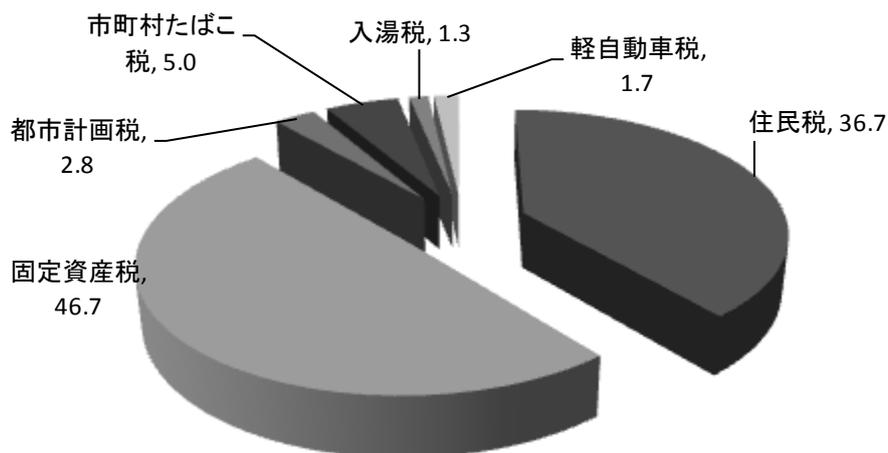


(1) 市税の内訳

本市の平成 20 年度の主要な歳入項目の一つである市税の内訳を見ると、固定資産税が 46.7 億円で最も多く、住民税が 36.7 億円と続いている。これら 2 税を合わせると市税全体の 9 割を占める。

また、不動産を課税客体とする固定資産税と都市計画税が、市税全体の 5 割を占めており、景気動向の影響を受けにくい比較的安定した税目構成となっている。

図表 6 市税の内訳 (H20 年度)



単位: 億円

(2) 市税の収納率

平成 19 年度の本市の市税収納率は、現年課税分が 94.2%、全体が 78.1%となっている。これを類似団体⁵ 平均と比較すると、本市は現年課税分が 3.4 ポイント、全体が 12.6 ポイント下回っている。

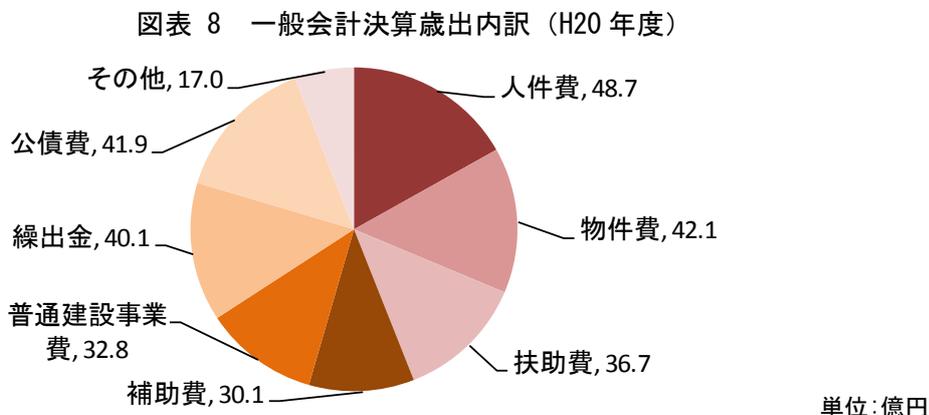
図表 7 市税収納率の類似団体との比較 (H19 年度)

	調定額 (億円)		収入済額 (億円)		収納率	
		うち現年分		うち現年分		うち現年分
笛吹市	119.3	96.3	93.2	90.7	78.1%	94.2%
類似団体平均	98.8	90.5	89.6	88.3	90.7%	97.6%

⁵ 類似団体は、人口及び産業構造が類似している団体のことで、本市の類似団体には茨城県笠間市、千葉県館山市、長野県塩尻市、静岡県伊豆の国市、滋賀県近江八幡市、愛知県愛西市、広島県三次市等 127 団体ある。

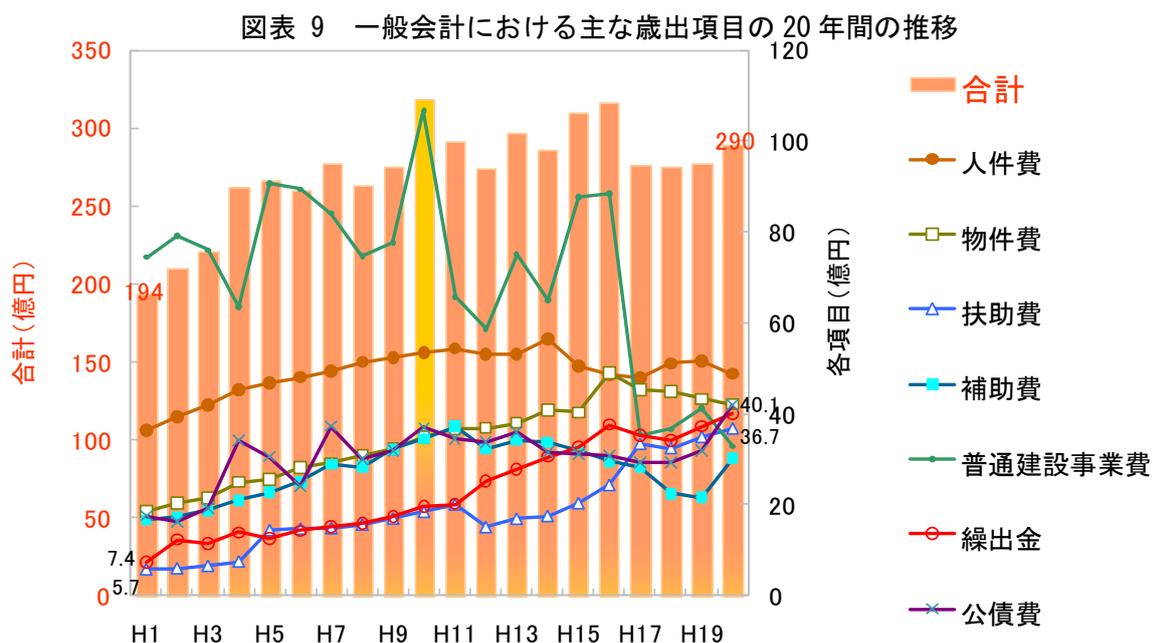
1-2-2 歳出の状況

本市の平成 20 年度の一般会計の歳出を性質別に分類すると、人件費が 48.7 億円で最も多く、以下、物件費 42.1 億円、公債費 41.9 億円、繰出金 40.1 億円となっている。



次に、一般会計の平成元年度から同 20 年度までの 20 年間の歳出の推移を見ると、合計が同元年度の 194 億円から同 20 年度の 290 億円に 96 億円増加している。

性質別に見ると、人件費は平成元年度以降増加を続け、同 14 年度をピークに減少に転じている。物件費は、平成 16 年度まで増加を続け、同 17 年度以降減少している。補助費は、平成元年度の 5.7 億円から増加を続け、同 20 年度には 36.7 億円と 6 倍以上になっている。補助費は、平成 11 年度まで増加を続け、その後減少に転じている。普通建設事業費は、20 年間で唯一減少している項目であり、期間前半は増加傾向、期間後半は減少傾向にある。繰出金は、平成元年度の 7.4 億円から増加を続け、同 20 年度には 40.1 億円と 5 倍以上になっている。



(1) 職員人件費の推移

一般会計における人件費は、平成 19 年度の 51.5 億円から同 20 年度の 48.7 億円に減少している。

平成 20 年度の一人当たり職員給は 5,774 千円で、同 18 年以降毎年減少傾向にある。また、ラスパイレス指数が 100 を大きく下回っていることから、本市の職員給は国及び全国の地方公共団体と比較して低い水準にある。

図表 10 人件費の推移（一般会計）

	H17	H18	H19	H20
人件費（億円）	(47.9)	(51.1)	51.5	48.7
うち職員給（億円）	(34.0)	(37.3)	36.0	34.5
一人当たり職員給（千円）	(5,930)	(5,946)	5,924	5,774
ラスパイレス指数	(92.6)	(93.6)	94.6	93.9
ラスパイレス指数の 全国地方公共団体平均	98.0	98.0	98.5	98.7

(注) 特別会計で支出している人件費を含まない。 H17 年度と 18 年度は東八消防本部職員を含まない。

ラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の各団体の 4 月 1 日現在の給与水準。

(2) 議員、委員及び特別職の報酬・給与等

特別職の報酬・給与等は、合併に伴って市町村数が減ったこと、助役（副市長）2 人制を廃止したことにより平成 19 年度まで大幅に減少している。

なお、議員の報酬及び手当は、平成 20 年度に議員定数を 30 人から 24 人に見直したため同 21 年度はさらに減少する。

図表 11 議員、委員、特別職の報酬

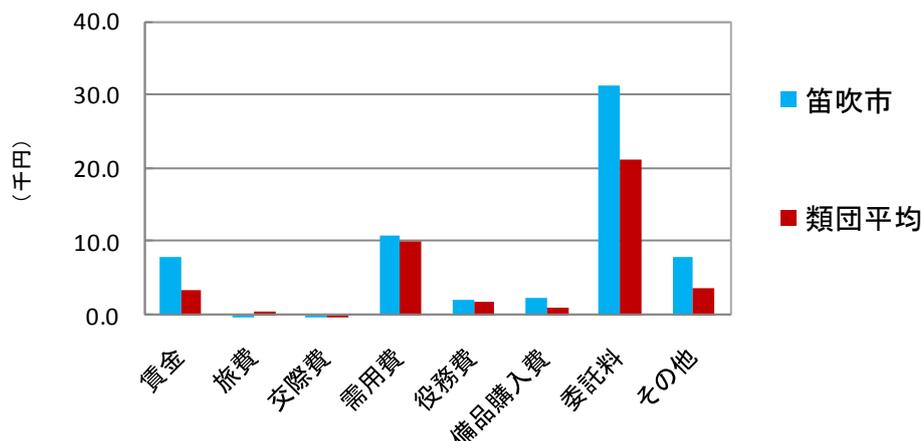
(億円)

	H17	H18	H19	H20
議員報酬及び手当	1.9	1.8	1.7	1.6
委員等報酬	1.8	1.6	1.4	1.4
特別職の給与	0.8	0.6	0.3	0.3

(3) 物件費⁶の内訳

市民一人当たりの物件費を経費別に分類すると、平成 18 年度の本市の物件費は、類似団体と比較して賃金と委託料の割合が高いという特徴がある。電算システムや衛生関係（ごみ処理・収集、し尿処理）の委託料、臨時職員賃金（保育士、教育関係職員）の割合が高いことが一因と考えられる。

図表 12 市民一人当たりの経費別物件費の類似団体比較（H18 年度）



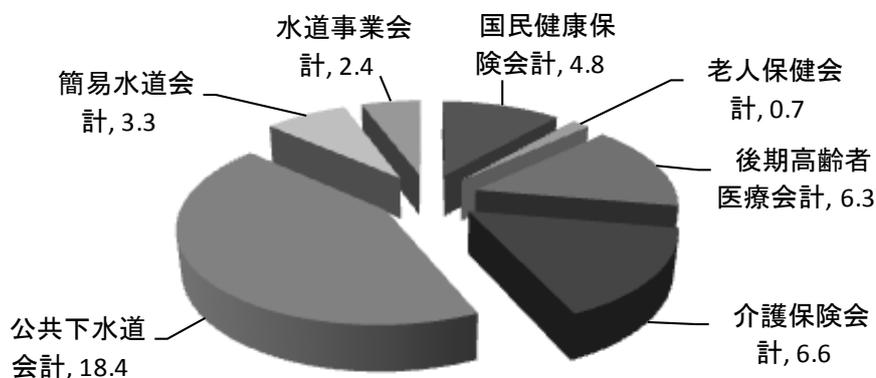
(4) 繰出金等⁷の繰り出し先

繰出金等は、20 年間で最も増加している歳出項目である。（図表 9）

平成 20 年度の一般会計の繰り出し先を見ると、公共下水道特別会計が 18.4 億円で最も多く、以下、介護保険特別会計が 6.6 億円、後期高齢者医療特別会計が 6.3 億円、国民健康保険特別会計が 4.8 億円等となっている。（図表 13）

特別会計等は、特定の歳入を特定の歳出に充てることを原則としているため、事業の縮小や料金の見直し等により、収支の均衡を保つよう努めていく必要がある。

図表 13 繰出金等の繰り出し先（H20 年度）



単位：億円

⁶ 物件費は消費的性質をもつ経費で、臨時職員賃金、旅費、委託料、備品購入費、消耗品費、電気料などがある。

⁷ 繰出金等は、会計間でやり取りされる資金。各会計は独立採算が望ましいが、国民健康保険や上・下水道等の特別会計等は一般会計から補助される資金で運営している。

(5) 扶助費⁸の内訳

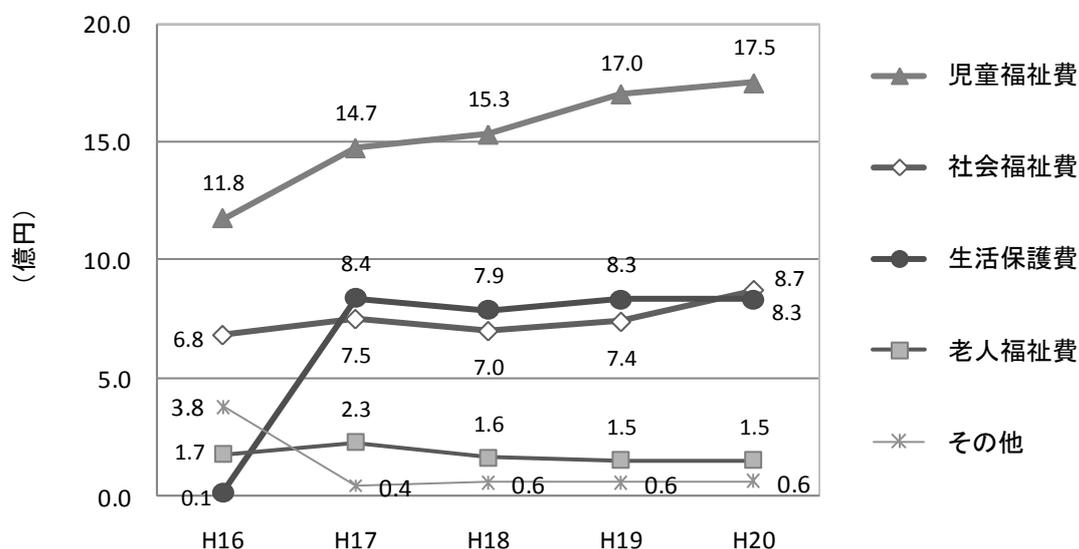
扶助費は、繰出金とともに20年間で増加率の高い歳出項目である(図表9)。

平成20年度の扶助費の内訳を見ると、児童福祉費が17.5億円で最も多く、社会福祉費8.7億円、生活保護費8.3億円となっている。子育て支援や少子化対策に重点的に予算を投入してきたため、児童福祉費が増加傾向にある。(図表14)

生活保護費については、市制移行に伴って県から市へ、生活保護に関する事務権限が委譲されたため平成17年度に大幅に増加している。

なお、扶助費は削減することが困難な経費であることから、新たな事業化を検討する際には事業の目的や内容を精査するとともに、終期の設定についても検討していく必要がある。

図表14 扶助費内訳の推移

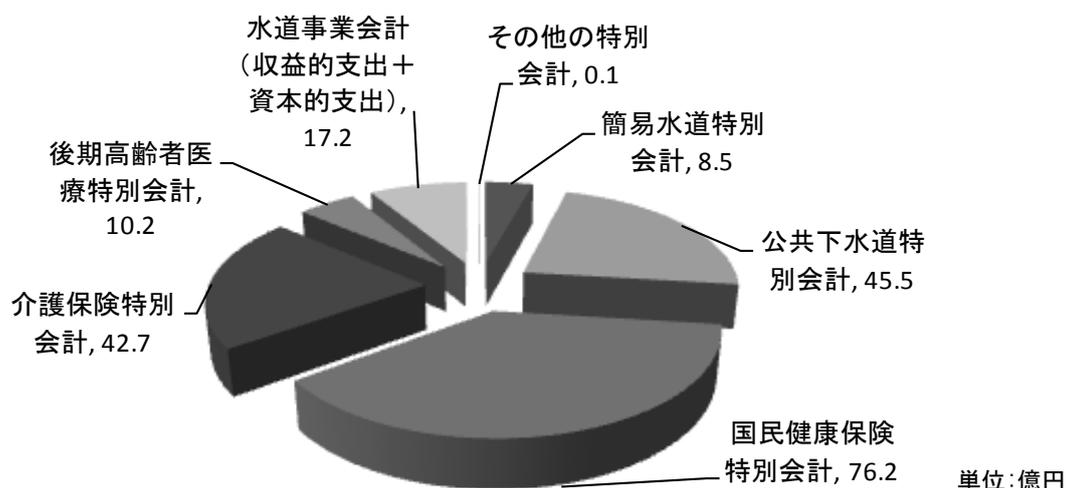


⁸ 扶助費は、社会保障制度の一環として生活困窮者、児童、老人、心身障害者等を援助するための経費で、児童手当や生活保護費等がある。

1-2-3 特別会計等の状況

平成 20 年度の特別会計等の歳出決算額は、国民健康保険特別会計が 76.2 億円で最も多く、以下、公共下水道特別会計が 45.5 億円、介護保険特別会計が 42.7 億円となっている。

図表 15 特別会計等の歳出決算額 (H20 年度)

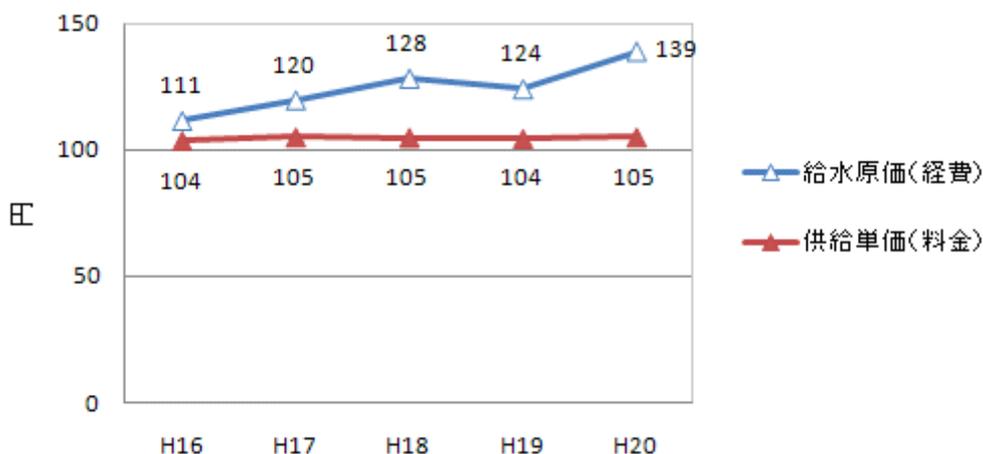


(1) 水道事業会計の経営状況

水道事業の収益性を分析すると、ダムからの受水開始等により給水経費が増加し、給水原価が供給単価を上回る営業赤字が続いている。また、有収率の低下や未収金の増加といった課題も顕在化している。

料金の適正化、収納率の向上、検定期間満了メーターの交換、及び、未利用施設の処分等、収益性を高める取り組みが必要である。

図表 16 水道事業の収益性分析



(2) 公共下水道特別会計の経営状況

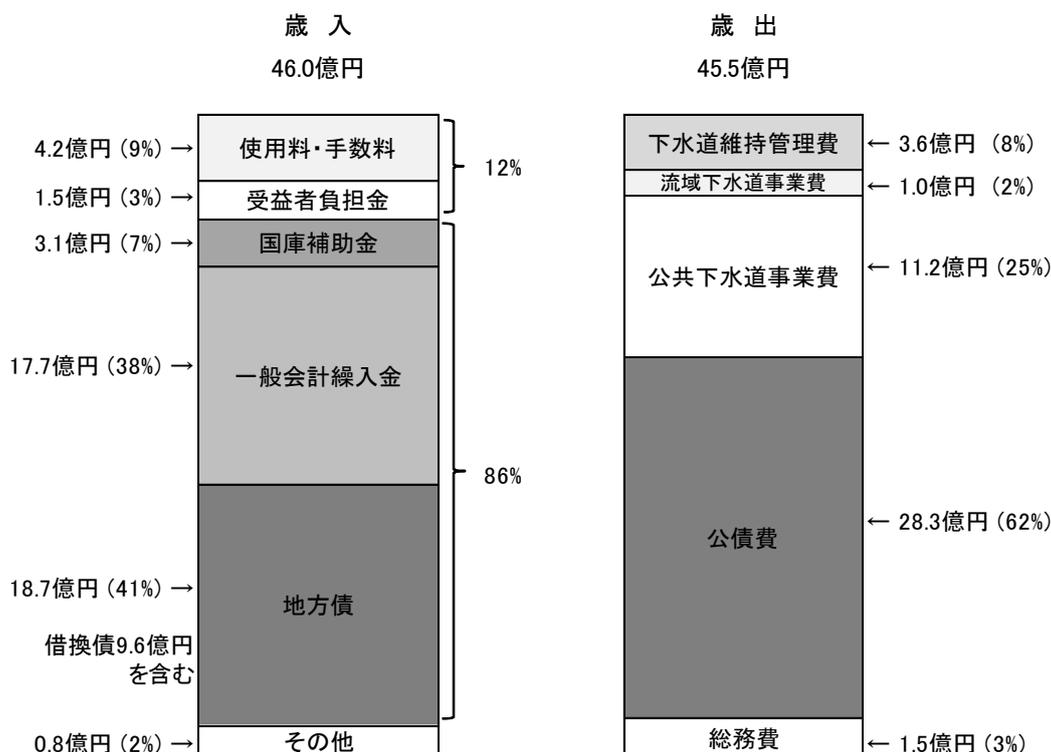
本市の平成 20 年度の下水道普及率⁹は山梨県平均（58.9%）と同程度の 58.4% で、施設整備は順調に進んでいる。ただし、水洗化率¹⁰は 73.3%で、山梨県平均（84.5%）を下回っており、施設整備の進捗に比べて下水道を供用開始している者の割合が低い。

次に、公共下水道特別会計の歳入決算状況を見ると、平成 20 年度の歳入合計の 46.0 億円のうち、自主財源である使用料・手数料と受益者負担金の割合は合計で 12%と低く、依存財源である国庫補助金と一般会計繰入金及び地方債の割合が合計で 86%を占めている。

続いて、歳出決算状況を見ると、公債費¹¹の割合が 62%を占めている。これは、昭和 54 年度に公共下水道事業に着手して以来、地方債（公共下水道事業債、資本費平準化債¹²）を活用して下水道整備を推進してきたことが原因である。

こうした課題を解決するためには、水洗化率の向上や料金の適正化及び収納率の向上など歳入確保に努めるとともに、事業を精査して新たな地方債の発行を控える必要がある。

図表 17 公共下水道特別会計歳入歳出決算状況（H20 年度）



⁹ 下水道普及率は、全体の人口のうち、どのくらいの人が下水道を使えるようになったかを示す割合。

¹⁰ 水洗化率は、下水道を接続できる地域の人口のうち、接続工事をして実際に下水道を使っている人の割合。

¹¹ 公債費は、借金の返済にかかるお金のこと。

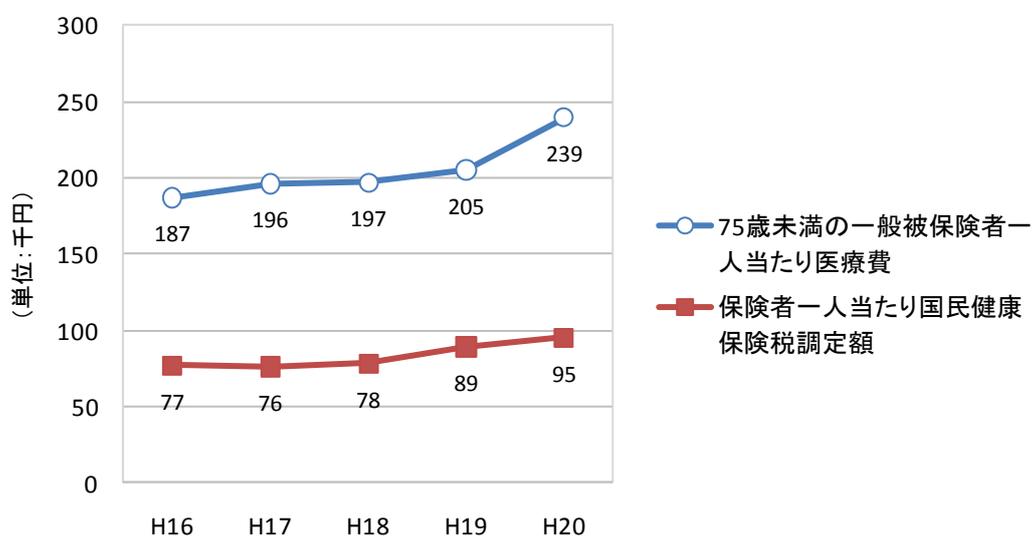
¹² 下水道事業は初期投資が大きい割に初期の加入者が少ないため、事業開始段階では借金返済の原資が不足する。資本費平準化債はこれを補うために、借金返済のために借金を起こすことができるようにしたもの。

(3) 国民健康保険特別会計の経営状況

「75歳未満の一般被保険者一人当りの医療費」は、平成16年度の187千円から同20年度の239千円に4年間で28%増加している。一方、「保険者一人当たり保険税調定額」も同16年度の77千円から同20年度の95千円に増加している。医療費の増加に伴って保険者の保険税負担が重くなっている。(図表18)

国民健康保険特別会計の決算状況は、平成16年度から同19年度まで歳入・歳出共に増加している。医療費が急増していることが原因である。また、医療費増加に伴って増え続けている保険料の急激な負担増を緩和するために基金取り崩しや一般会計からの繰り入れを行ってきたため、実質単年度収支は同16年度以降赤字となっている。(図表19)

図表 18 一人当たりの医療費と国民健康保険税調定額の推移



図表 19 国民健康保険特別会計の決算収支

(億円)

	H16	H17	H18	H19	H20
歳入合計	69.6	69.8	71.3	80.1	76.7
歳出合計	68.2	68.8	70.9	78.7	76.2
実質単年度収支	▲1.8	▲2.8	▲2.2	▲0.4	▲2.5

(注)H20年度は後期高齢者医療保険制度が始まったため、歳入・歳出合計額が減額している。

(4) 介護保険特別会計の経営状況

介護保険特別会計の決算額の内訳を見ると、歳出では保険給付費¹³が増加を続けており、歳入では保険給付費の一定割合で算出される保険料、国・県支出金等、支払基金交付金、及び、一般会計からの繰入金（うち保険給付費の市負担分）が増加している。これは、介護保険制度の利用者が増えているためで、高齢化の進展に伴って平成21年度以降も増加していくと見込まれる。

図表 20 介護保険特別会計の決算及び見込額（H20年度）

歳出		(億円)									
	総務費	保険給付費	その他	合計							
H17	1.6	34.9	0.9	37.4							
H18	1.3	36.2	1.0	38.5							
H19	1.3	38.7	0.9	40.9							
H20	1.4	40.8	1.2	43.4							
H21	1.3	42.0	2.0	45.3							

歳入		(億円)									
	保険料		国・県支出金等		支払基金交付金		一般会計からの繰入金		その他	合計	
	保険給付費の 保険者負担分	約	保険給付費の 国県負担分	37.5%	保険給付費 の国負担分	約	うち保険給付費 の市負担分	約			うち 一般事 務費
H17	5.2	約 18%	13.8	37.5%	11.5	約 32%	4.5	約 12.5%	1.5	1.5	38.0
H18	6.8		14.7		11.1		4.6		1.4	0.6	39.2
H19	7.1	約 19%	14.9		11.8	約 31%	5.3		1.4	0.6	41.1
H20	7.2		16.5		12.6		5.2		1.4	0.5	43.4
H21	8.5	約 20%	16.5		12.8	約 30%	5.4		1.4	0.7	45.3

H17～20年度は決算額、H21年度以降は決算見込み額。H17～18年度は芦川村を含む。

¹³ 保険給付費は、介護サービスを利用したときにかかる費用のうち、本人負担分(1割)を除いた費用(9割)のこと。

1-2-4 決算統計による財政分析

(1) 一般会計等の決算状況

① 経常収支比率¹⁴

経常収支比率は、平成 16 年度の 80.9%から同 20 年度の 85.3%に上昇し、財政が柔軟性を失いつつある。これは、地方交付税の減額等により歳入が減少し、結果として人件費や公債費等の経常的経費の割合が高まったためである。

② 財政力指数¹⁵

財政力指数は、地方交付税の減額や税源移譲の影響等により、平成 16 年度の 0.54 から同 20 年度の 0.65 に上昇しており、指標上の財政力は高まっている。

③ 実質公債費比率¹⁶

実質公債費比率は、平成 16 年度の 14.8%から同 20 年度の 13.5%に改善しており、類似団体平均と比べて低い水準にある。ただし、合併特例債を活用した大型事業が始まると一気に上昇するため比率の動向を注視する必要がある。

④ 起債制限比率¹⁷

起債制限比率は 8.2%で、類似団体平均と比べて借金の割合が低い。

⑤ 実質赤字比率¹⁸

実質赤字比率は黒字の範囲にあり、赤字は発生していない。

⑥ 将来負担比率¹⁹

将来負担比率は 111.4%で、早期健全化基準の 350%を下回っていることから、今のところ将来の世代に対する借金の割合は少ないと判断できる。

図表 21 一般会計の財政指標の推移と類似団体との比較

	笛吹市					類似団体 平均(H19)
	H16	H17	H18	H19	H20	
① 経常収支比率	80.9%	82.6%	84.2%	85.8%	85.3%	93.5%
② 財政力指数	0.54	0.59	0.61	0.64	0.65	0.65
③ 実質公債費比率	14.8%	14.2%	14.4%	13.1%	13.5%	14.2%
④ 起債制限比率	7.5%	7.5%	7.7%	7.8%	8.2%	
⑤ 実質赤字比率				黒字	黒字	
⑥ 将来負担比率				112.3%	111.4%	

¹⁴ 経常収支比率：人件費・社会保障費・公債費(借金の返済)のように毎年経常的に支出される経費がどの程度あるかを示す。75%超で財政が弾力を失っている。

¹⁵ 財政力指数：地方交付税への依存度を示す。1.0を超えれば地方交付税不交付団体となる。

¹⁶ 実質公債費比率：健全化判断比率の 1 つの指標で、公債費の割合を示す。18%超で地方債発行に許可が必要となる。

¹⁷ 起債制限比率：借金による財政負担の割合を示す。20%超で地方債の借入が制限される。

¹⁸ 実質赤字比率：健全化判断比率の 1 つの指標で、標準財政規模に対する赤字の割合を示す。

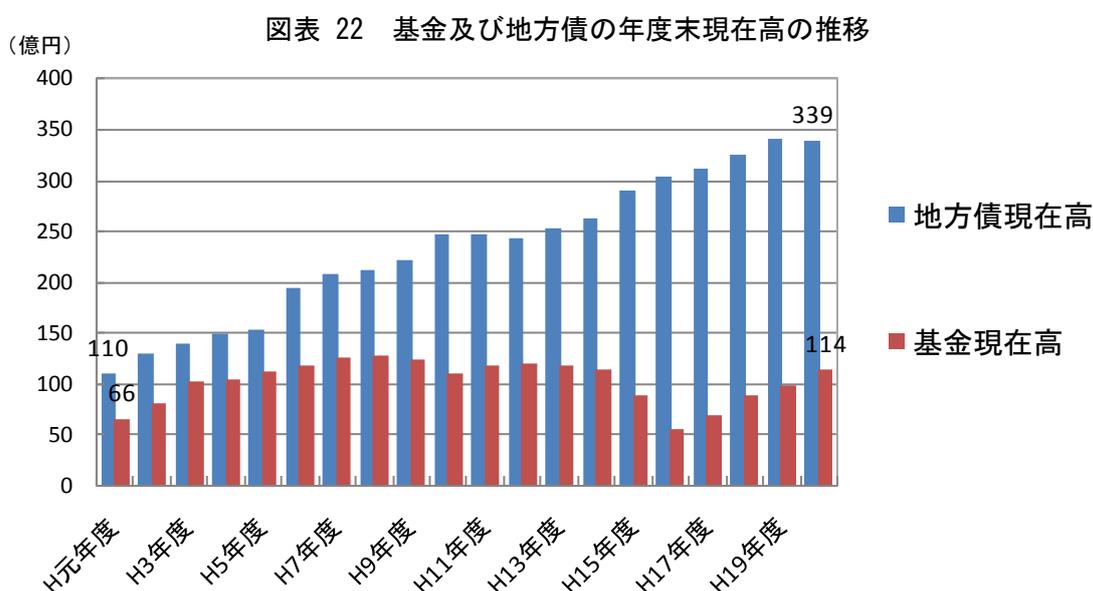
¹⁹ 将来負担比率：健全化判断比率の 1 つの指標で、将来負担する借金返済の割合を示す。

(2) 基金及び地方債の状況

本市（旧 7 町村）の基金現在高は、平成元年度の 66 億円から同 20 年度の 114 億円に増加している。平成 20 年度の基金現在高の内訳は、財政調整基金²⁰が 24 億円、減債基金²¹が 10 億円、特定目的基金²²が 80 億円となっている。

一方、地方債現在高は、平成元年度の 110 億円が同 20 年度に 339 億円となっており、バブル経済崩壊以降急激に増えている。

市民一人当りに換算すると、基金現在高が 16 万円であるのに対して、地方債現在高は 47 万円となる。なお、特別会計を含めると市民一人当たりの借金は 92 万円になる。



図表 23 主な基金と地方債の現在高

	笛吹市 (H20 年度)	類似団体 (H19 年度)
基金現在高	114 億円	38 億円
(市民一人当たり)	(16 万円)	(6 万円)
うち財政調整基金	24 億円	17 億円
うち減債基金	10 億円	
うち特定目的基金	80 億円	
地方債現在高	339 億円	272 億円
(市民一人当たり)	(47 万円)	(39 万円)

²⁰ 財政調整基金は、収支を調整したり、急激な税の落ち込みや災害などに備えるための貯金。

²¹ 減債基金は、将来の金利上昇等により予定以上に返済しなければならない時に備えて蓄えておく貯金。

²² 特定目的基金は、大型公共施設の整備など、特定の目的を計画的に実施できるよう資金を積み上げたもの。

次に、企業の経営分析の手法を用いて、財政の安全性を判断する。

- ・自己資本比率が64%と低く、借金に頼った財政運営となっている。
- ・流動比率が131%で、短期的な支払不能に陥る心配はない。
- ・固定長期適合率が92%で、長期的な支払い能力も問題ない。
- ・後世代による社会資本負担比率が41%と高く、借金返済が将来の財政を圧迫する危険がある。

図表 25 連結決算バランスシートの財務分析 (H20 年度)

指標名	指標の説明	判定基準	指標	判定
自己資本比率	資金調達方法の適正度を見る。 (純資産/負債・純資産)	70%以上, 80%以上が理想	64%	△
流動比率	短期的な支払い能力を見る。 (流動資産/流動負債)	130%以上, 200%以上が理想	131%	○
固定長期適合率	長期的な支払い能力を見る。 (有形固定資産/(固定負債+純資産))	100%以下	92%	○
後世代による社会資本負担比率	後世代に残した借金の割合を見る。 (負債/有形固定資産)	25%以下, 20%以下が理想	41%	△

(2) 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、税金等を財源とする行政サービス（資産形成につながるものを除く）が効率的に提供されているかどうかを、コストという側面から分析するもので、単年度の行政コストがどの分野にどのように使われたかを知ることができる。

平成 20 年度末の市民一人当たりの行政コストを、平成の合併で誕生した類似団体の長野県塩尻市、茨城県笠間市及び愛知県愛西市と比較すると、本市の行政コストは 344 千円で最も割高となっている。

また、性質別行政コストの構成率を見ると、本市は人件費の割合が低く、繰出金の割合が高いという特徴がある。国民健康保険や水道事業会計及び下水道事業会計等、特別会計の経営改善に取り組み繰出金等を抑えていく必要がある。

図表 26 市民一人当たり行政コストの他市との比較（H20 年度一般会計） (千円)

	笛吹市		塩尻市		笠間市		愛西市		
		構成率		構成率		構成率		構成率	
行政コスト (合計)	344	100%	295	100%	324	100%	276	100%	
行政コストの性質別内訳	① 人にかかるコスト(小計)	69	20%	77	26%	88	27%	64	23%
	うち人件費	59	17%	68	23%	76	23%	55	20%
	うち退職給与引当繰入等	10	3%	9	3%	12	4%	9	3%
	② 物にかかるコスト(小計)	112	32%	94	32%	94	29%	91	33%
	うち物件費	58	17%	46	15%	50	15%	44	16%
	うち維持補修費	1	0%	2	1%	2	1%	1	0%
	うち減価償却費	52	15%	46	20%	43	16%	45	16%
	③ 移転支出的コスト(小計)	154	45%	116	39%	132	41%	109	40%
	うち扶助費	51	15%	33	11%	52	16%	46	17%
	うち補助費等	39	11%	34	12%	30	9%	28	10%
	うち繰出金	58	17%	40	14%	46	14%	30	11%
	うち他団体への補助等	6	2%	9	3%	3	1%	6	2%
	④ その他コスト(小計)	10	3%	9	3%	9	3%	12	4%
人口	72,259 人		68,318 人		80,066 人		66,844 人		
面積	201.92 km ²		290.18 km ²		240.27 km ²		66.63 km ²		
平成の合併の構成市町村数	7 町村		2 市村		3 市町		4 町村		

長野県塩尻市、茨城県笠間市及び愛知県愛西市の数値は、各市ホームページをもとに作成

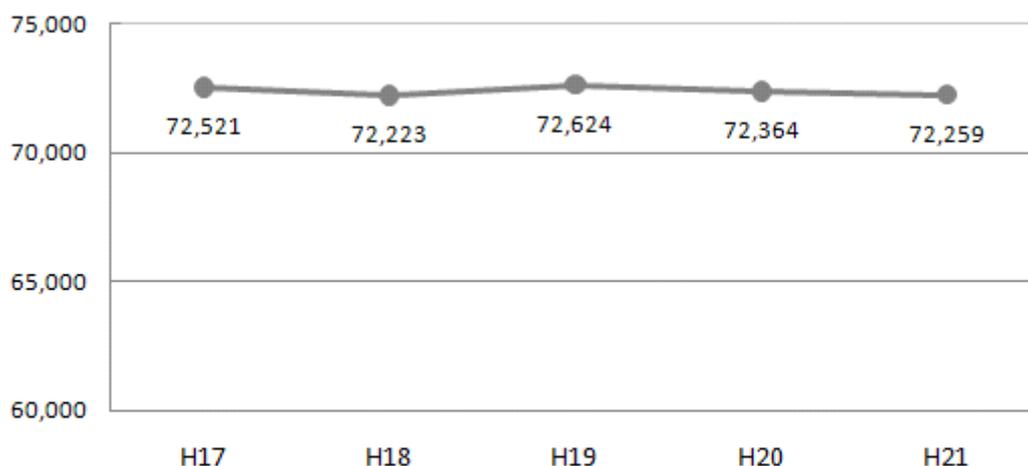
1-3 笛吹市の行政の現状と課題

1-3-1 笛吹市の人口

(1) 人口推移

本市の人口の推移を見ると、平成 17 年の 72,521 人が同 21 年に 72,259 人となっており、わずかではあるが減少傾向にある。

図表 27 笛吹市の人口の推移



各年3月31日現在の住民基本台帳人口(転出入者未確定値)
外国人登録人口を含む

(2) 年齢3区分別人口

年齢3区分別に見ると、15歳未満人口と15～64歳人口の割合は減少傾向にあり、15歳未満人口は平成17年の15.4%から同21年の14.6%に、15～64歳人口は同17年の64.1%から同21年の62.1%に減少している。一方、65歳以上人口は、同17年の20.5%から同21年の23.3%に4年間で2.8%増加している。

図表 28 笛吹市の年齢3区分別人口の割合の推移

	H17	H18	H19	H20	H21
15歳未満人口	15.4%	15.3%	15.1%	14.9%	14.6%
15～64歳人口	64.1%	63.7%	63.1%	62.6%	62.1%
65歳以上人口	20.5%	21.0%	21.8%	22.5%	23.3%

各年3月31日現在の住民基本台帳人口(未確定値)より算出した(端数処理済)。外国人登録人口を含まない。

(3) 産業別就業者数

平成 17 年度の本市の産業別就業者数の構成比は、第 3 次産業が 57.5%で最も高く、以下、第 2 次産業が 22.9%、第 1 次産業が 19.6%となっている。

就業者数の推移を見ると、第 1 次産業が平成 2 年の 9,582 人から同 17 年の 7,439 人に減少し、第 3 次産業が同 2 年の 16,384 人から同 17 年の 21,878 人に増加している。

図表 29 笛吹市の産業別就業者数の推移

	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		就業者総数	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
H2	9,582	28.3%	7,937	23.4%	16,384	48.3%	33,903	100%
H7	8,800	23.6%	9,384	25.2%	19,127	51.2%	37,311	100%
H12	8,154	20.9%	9,681	24.8%	21,140	54.3%	38,975	100%
H17	7,439	19.6%	8,719	22.9%	21,878	57.5%	38,036	100%

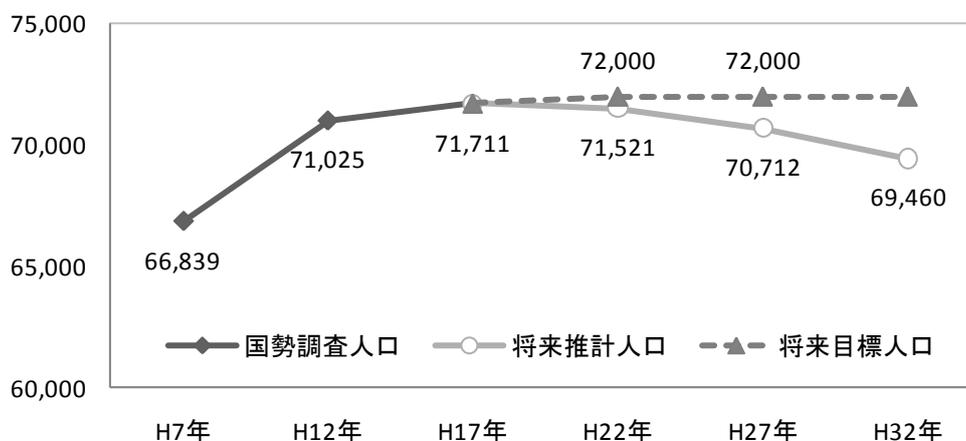
各産業の就業者数は国勢調査による。構成比は端数処理した。

1-3-2 将来の推計人口と総合計画の目標人口

平成 20 年 12 月に発表した国立社会保障・人口問題研究所の「日本の市町村別将来推計人口」によると、本市の人口は、同 22 年に 71,521 人、同 27 年に 70,712 人、同 32 年に 69,460 人になると推計されている。

一方、第 1 次笛吹市総合計画では、各種施策の取り組みにより人口の定着化を促し、平成 29 年度の人口を 72,000 人とする努力目標を掲げている。

図表 30 笛吹市の将来推計人口と将来目標人口



将来推計人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の市町村別将来推計人口(H20年12月推計)」。国勢調査人口ベースで作成。

将来推計人口を年齢階層別に見ると、15歳未満人口は平成32年に8,336人、15～64歳人口は40,892人、65歳以上人口は20,232人となる。

図表 31 笛吹市の年齢3区分別将来推計人口

	H22	H27	H32
15歳未満人口	10,239 (14.3%)	9,107 (12.9%)	8,336 (12.0%)
15～64歳人口	44,303 (62.0%)	42,431 (60.0%)	40,892 (58.9%)
65歳以上人口	16,979 (23.7%)	19,174 (27.1%)	20,232 (29.1%)

(注)各年齢の人口は、国立社会・人口問題研究所の推計値(国勢調査ベース)を端数処理した。

1-3-3 市役所の事務組織

本市の平成21年度の事務組織は、10部、6支所、52課で構成されており、これに管理職員79人及び一般職594人が配置されている。

事務組織の5年間の推移を見ると、平成16年10月12日に75あった部署は、同18年4月1日に59まで再編されるが、同19年4月1日に芦川支所及び消防本部が加わり66に増え、同21年4月1日に68となっている。(図表32)

管理職員数の推移を見ると、平成16年10月12日に83人だった管理職員は、同18年4月1日に70人まで減るが、同19年4月1日に芦川支所及び消防本部が加わり74人に増え、同21年4月1日に79人となっている。(図表33)

図表 32 市役所の事務組織数の推移

	H16.10.12	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1
部等	8	8	8	9	10	10
支所	6	6	5	6	6	6
課等	61	57	46	51	52	52
計	75	71	59	66	68	68

注) H19.4.1に消防本部と芦川支所を新設した。

図表 33 市役所の管理職員数の推移

	H16.10.12	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1
三役	5	5	5	3	3	3
部長	9	9	8	11	12	12
次長	4	4	10	10	11	10
課長(監)	65	60	47	50	54	54
計	83	78	70	74	80	79

注) H19.4.1に消防本部と芦川支所を新設、収入役を廃止した。

1-3-4 市の公共施設の状況

本市が保有する施設は 183 施設あり、維持管理や修繕等に要する経費が将来の財政運営を圧迫するリスクとなっていることから、計画的な管理及び再編整理を検討していく必要がある。(図表 34)

現在、本市の主な公共施設等の維持管理には、床面積千㎡当り年間 3,136 千円のコストを要している。特に電気代が 52%を占めていることから、冷暖房の温度調整や待機電力のカット等、電力消費量を抑える取り組みを徹底していく必要がある。

(図表 35)

図表 34 市の公共施設等

分類	施設数	分類	施設数
事務所、支所	8	情報施設	2
保健センター	(6) 4	農産物直売所、農産物加工所	6
介護福祉施設	(15) 9	観光・観光施設	7
診療所	1	駐輪場	2
保育所	15	公園	15
児童館	6	し尿処理施設	1
社会体育施設	25	消防施設	4
図書館	(6) 4	小・中学校	19
社会教育施設	(16) 15	教員住宅	4
博物館、美術館	3	学校給食調理場	4
市営住宅	29	合計	183

※表中の施設は H22.4.1 現在で把握しているもの。()内は他の他の建物に併設されているもの。

図表 35 主な公共施設の年間維持管理費

(千円)

	光熱水費		修繕費	清掃費	警備費	合計
		うち電気代				
床面積千㎡当りの 年間施設維持管理費	1,960	1,646	597	433	146	3,136
(割合)	(63%)	(52%)	(19%)	(14%)	(5%)	

※維持管理費は、本庁舎、支所、保健センター、児童館及び図書館の H18 と H19 年度の維持管理費の平均

2章 第1次行財政改革の検証

2-1 行財政改革実施計画の進捗状況

第1次行財政改革実施計画の進捗状況を検証した。実施計画に定めた64項目のうち、進捗状況が80%以上の改革は45項目となっている。

No.1 計画的な定員管理の実施

目標年度	H17～H21年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	① H17年度に定員適正化計画を策定する。 ② H18年度に芦川村と東八消防署の職員を含めて定員適正化計画を修正する。 ③ 職員研修を実施し、1人当りの公務能率を向上する。 ④ 指定管理者制度を導入し、職員数を削減する。 ⑤ 合併のスケール・メリットを生かして組織機構を見直す。 ⑥ 業務内容の変化に応じて職員の配置換えを実施する。		
検証(進捗状況及び根拠)	90% ◇H17年度に定員適正化計画を策定し、翌18年度に旧芦川村及び消防職員を含めた計画に修正した。 ◇H21.4.1の職員数は、計画の680人を下回る671人となった。 ◇H21.4.1の採用者数は10人を超え、計画どおり進まなかった。		

No.2 臨時職員の見直し

目標年度	H17年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	① 代替職員を除く一般事務臨時職員の雇用を抑制する。 ② 事務内容に合わせ、週30時間未満の短時間雇用を導入する。		
検証(進捗状況及び根拠)	50% ◇H17年度に臨時職員の雇用形態を見直した。 ◇一般事務の臨時職員について、勤務時間の削減(1日5時間を限度とする)や賃金の見直しを行った。 ◇定員適正化により正職員数が減少したこと、市民の要請に応えるために専門職種を増やしたこと等により臨時職員数が増加した。		

No.3 退職勧奨年齢の引き下げ

目標年度	H17～H18年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	① H17年度に、旧行政職6級以上、年齢57歳～58歳以上の職員を対象に早期退職勧奨を実施する。 ② H18年度に、45歳以上の職員を対象に早期退職勧奨を実施する。		

検証(進捗状況及び根拠)	100% ◇退職勧奨実施要綱を改正し、対象年齢を行政職5級職員が57歳、行政職6級以上職員が57及び58歳、その他職員が59歳とした。(実施期間中48人が早期退職) ◇早期退職制度は20年度を持って終了した。
--------------	--

No.4 人事交流の実施

目標年度	H17～H18年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	① 県内民間企業への派遣研修を実施する。(主幹職職員を対象、年2回実施) ② 県及び他市町村との人事交流及び派遣研修を実施する。		
検証(進捗状況及び根拠)	100% ◇民間派遣研修は、主幹(H20年度からは副主幹)を対象に、H17年から年2回実施している。(H17～19年度はテハート等2店舗で各2回実施、延150名参加。H20年度からは1店舗で実施。) ◇他自治体等との交流は、山梨県、笛吹市社会福祉協議会と実施している。		

No.5 職員研修の充実

目標年度	H17～H21年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	① 自己啓発及び専門知識習得のためO.J.T及びOff.J.Tを実施する。 ② 人事評価研修、接遇(おもてなし)研修、政策形成能力研修、情報セキュリティ研修、自己啓発研修、専門的知識・技術習得研修等を実施する。		
検証(進捗状況及び根拠)	100% ◇自己啓発及び専門的知識を深めるため、市町村職員研修所等の市町村アカデミー研修、政策形成研修、情報セキュリティ研修、接遇リーダー研修、所得税研修及びメンタルヘルス研修等を実施したほか、担当部署における職員向け研修などの支援、人事評価制度導入に向けた各種研修、民間派遣研修等を行っている。		

No.6-1 庁内公募制度(ジョブ・チャレンジ制度)の導入

目標年度	H17年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	① 要綱を作成する。 ② 庁内公募を実施する。		
検証(進捗状況及び根拠)	100% ◇H17年に庁内公募制実施要綱を施行し、山梨県との交流や研修者の募集、新設担当への希望職員の募集などを実施している。		

No.6-2 庁内公募制度(職員提案制度)の導入

目標年度	H18年度	主管部署	経営企画課
具体的な改革の進め方	① 要綱を作成する。 ② 職員提案を募集する。 ③ 案採用者の処遇へ反映する。		
検証(進捗状況及び根拠)	75% ◇H19年度は19件の提案があり、採用1件、不採用11件、保留7件だった。 ◇H20年度は8件の提案があり、採用1件、不採用3件、保留4件だった。 ⇒提案件数及び採用件数が期待する水準には及ばなかった。成果を高めていくため、職員の政策形成能力を育てる研修をさらに充実していく必要がある。		

No.7 昇任・昇格試験の導入

目標年度	H17年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	行政職については旧6級昇格時と課長昇任時及び旧2～5級昇格時、専門職については旧5級昇任昇格時と旧4級昇格時に試験を実施する。		
検証(進捗状況及び根拠)	100% ◇現業以外の職員を対象に、1級から5級の昇格試験を実施している。 ◇課長職を対象に6級試験を実施している。 ◇課長昇任試験を実施している。		

No.8 成績評価の給与・手当への反映

目標年度	H21年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	① H18～H19年度に人事評価制度を構築する。 ② H20年度に人事評価を導入する。 ③ H21年度に評価結果を昇格・勤勉手当へ適用する。		
検証(進捗状況及び根拠)	30% ◇人事評価制度を構築した。 ◇評価結果を処遇に反映できなかった。 (人事評価制度の完全実施は H22 年度以降になる。)		

No.9 ジョブ・ローテーション・システムの確立

目標年度	H17～H21年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	同一業務継続年数(主査以上5年、主任以下3～5年)を基準として、事務職部門と事業職部門及び管理部門をバランスよく経験させる人事異動を実施する。(本庁と支所及び出先機関等の人事異動も考慮)		
検証(進捗状況)	50%		

況及び根拠)	<p>◇毎年度、主任以下3年、主査以上4～5年の経験者を対象者として人事異動を行っている。ただし、1・2年の経験者の中からも異動者がいるなど、ローテーションは確立されていない。</p> <p>◇「職員の適性を発見し、柔軟性に富み応用力を持った人材を育てる」ことを目的として、窓口・事業・内部管理の3部門をバランスよく経験させるよう計画したが、異部門への配属が進んでいない。</p> <p>◇特定業務に精通した専門性の高い職員の育成が求められており、未経験職種への配属は進んでいない。</p>
--------	---

No.10 希望降格制度の導入

目標年度	H17年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	要綱を制定し、主幹(管理職)以上で降任・降格を申し出た職員に対して制度を適用する。		
検証(進捗状況及び根拠)	<p>100%</p> <p>◇職員降任・降格制度取扱要綱を策定し、H17年12月に施行した。 ⇒同制度による申出者1名</p>		

No.11 昇給抑制措置の導入

目標年度	H18年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	笛吹市職員給与条例第5条第7項により昇給を見直す。		
検証(進捗状況及び根拠)	<p>100%</p> <p>◇H18年度の給与制度改革により、H19年度から基本給与月額抑制及び昇給額の調整幅の細分化を行った。(H22年までに1号級抑制)</p> <p>◇制度改革に伴う給与表の改定により、給与減額に対する段階措置を講じた。</p>		

No.12 普通昇給の見直し

目標年度	H18年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	<p>① 職員の昇給は年間の勤務成績に応じて年1回実施する。</p> <p>② 勤務の級の最高を超える昇給(枠外昇給制度)を廃止する。</p>		
検証(進捗状況及び根拠)	<p>50%</p> <p>◇人事評価の結果を処遇に反映できなかった。</p> <p>◇普通昇給の時期を統一し、枠外昇給制度を廃止した。</p>		

No.13 退職時特別昇給の廃止

目標年度	H17年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	20年以上勤務して退職する場合の特別昇給制度を廃止する。		
検証(進捗状況及び根拠)	100% ◇H18年度に廃止した。		

No.14 諸手当の見直し

目標年度	H17年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	寒冷地手当を平成17年度で廃止し、その他の手当についても随時見直す。		
検証(進捗状況及び根拠)	90% ◇H17年度に寒冷地手当を廃止した。 ◇H18年度以降に特殊勤務手当に関する条例を改正し、野犬等野生生物捕獲・死骸処理手当、税務職員手当、自動車運転従事者手当、年末年始宿日直特別手当の廃止、および災害業務従事手当の内容見直しを行った。 ◇現在5手当(疾病等作業手当、行旅病人取扱手当、救急業務従事手当、救急救命士従事手当、災害業務従事手当)が支給対象となっている。		

No.15 枠配分予算の導入

目標年度	H18～H21年度	主管部署	財政課
具体的な改革の進め方	① H18年度に枠配分予算を導入する。 ② H18～H19年度に行政評価を実施する。 ③ H18～H19年度に先進地事例を調査する。 ④ 総合計画策定後(H21年度)に施策別枠配分予算を導入する。		
検証(進捗状況及び根拠)	80% ◇H18年度予算編成から部局別枠配分予算を導入した。 ◇H21年度予算編成では、歳入見込み一般財源額のうち政策枠予算、除外経費を予め定め、その他の経費について各部局へ配分することにより、予算編成作業が円滑に進められた。 ◇H19～H20年度に事務事業評価を導入した。 ◇H20～H21年度に施策評価を導入した。 ◇計画期間中に施策別枠配分予算を導入することはできなかった。		

No.16 使い切り予算の見直し

目標年度	H17年度	主管部署	財政課
具体的な改革の進め方	年度末の予算執行を制限する。		
検証(進捗状況及び根拠)	<p>100%</p> <p>◇予算執行過程で、無駄な経費を削減する努力と、入札差金は戻し、使い切り予算をなくすという基本的な考え方が着実に浸透してきている。年度末において、当初予定した基金の取り崩しを抑え、積み立てを増やすことができた。</p> <p>⇒H18の基金(財政調整基金+減債基金)の取崩額305百万円、積立額93百万円 H19の基金(財政調整基金+減債基金)の取崩額222百万円、積立額276百万円 H20の基金(財政調整基金+減債基金)の取崩額2百万円、積立額507百万円</p>		

No.17 月次予算執行態勢の確立

目標年度	H17～H19年度	主管部署	財政課
具体的な改革の進め方	<p>① H17年度に月次予算執行を導入する。</p> <p>② H18年度に定期的な報告会を実施する。</p> <p>③ H19年度に執行管理態勢を確立する。</p>		
検証(進捗状況及び根拠)	<p>100%</p> <p>◇H17年度に月次予算執行を導入した。毎月、部局ごとに執行状況を、経営会議において報告することにより、検証と翌月以降の業務の向上に結びつけるという体制が定着してきた。提出書式についても、必要に応じ随時見直しを行っている。</p>		

No.18 市税納税率の向上

目標年度	H18～H21年度	主管部署	収税課
具体的な改革の進め方	<p>① H18年度に収納率向上対策本部を設置する。</p> <p>② 滞納者の実態調査(不動産、給与、預貯金等)による差押えを強化する。</p> <p>③ H19～H20年度に納税しやすい環境づくりを検討する。</p>		
検証(進捗状況及び根拠)	<p>90%</p> <p>◇H18年8月に笛吹市市税等収納率向上対策本部を設置し、全庁一体となり取り組んでいる。</p> <p>◇H19年度に収税課を設置した。</p> <p>◇従来の「お願い徴収」から「滞納処分による徴収」へと、徴収を強化している。(動産、不動産等差押えH19年度57件、H20年度386件実施)</p> <p>◇H21年4月にコンビニ収納導入を実施した。(市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)</p> <p>◇計画していた対策は全て実施したが、目標としていた納税率を達成することはできなかった。</p>		

No.19-1 税財源の確保(課税客体の適切な把握)

目標年度	H18・H21年度	主管部署	税務課
具体的な改革の進め方	① H18年度に土地の評価要領を検討する。 ② H21年度の評価替えの際に評価額を見直す。		
検証(進捗状況及び根拠)	100% ◇H18年度に土地の評価要領の検討を実施し、H20年度に評価替え事務と並行し評価要領を作成した。		

No.19-2 税財源の確保(産業の振興)

目標年度	H19～H20年度	主管部署	商工観光課
具体的な改革の進め方	総合計画・都市マスタープランとの整合性を図り、H19～H20年度に地場産業を含めた工業振興指針の策定を目指す。		
検証(進捗状況及び根拠)	50% ◇H20年度に、企業活動の活性化を目指して企業交流会を開催した。行政と企業及び市内の異業種間の連携を深めることができた。 ◇企業との交流は始まったばかりであり、今後さらに推進する。		

No.19-3 税財源の確保(情報基盤の整備)

目標年度	H17～H20年度	主管部署	情報政策課
具体的な改革の進め方	① 市民団体による誘致活動を支援し、民間事業者による市内への光ファイバー通信網の早期整備を促進する。 ② CATV事業者の同軸ケーブルの広帯域化を促進する。		
検証(進捗状況及び根拠)	90% ◇一宮町で光ファイバー通信網の敷設が始まった。 ◇H22年度中に芦川町でCATVインターネットが可能となる予定。 ◇H22年度中に市内全域で有線のブロードバンド通信が使用可能となる予定。 ◇県内波の地上デジタル放送は、市内全域で視聴可能となった。 ◇東京波の地上デジタル放送対応は、八代町奈良原地区を除きCATV事業者によりH22年度中に完了する予定。 ◇八代町奈良原地区の東京波地上デジタル放送対応についてCATV事業者2社と協議中。H23年7月のアナログ放送終了までに結果を出す予定。 ◇芦川町への光ファイバー化については、地域内での抜本的な需要の喚起が必要となるが、現時点で芦川町民の需要は高くはない。		

No.20-1 使用料・手数料の見直し(水道使用料)

目標年度	H18～(H22)年度	主管部署	水道課、業務課
具体的な改革の進め方	① H18～H19年度に水道事業計画を策定する。 ② H18年度に水道委員会を組織する。 ③ H19年度に水道・簡易水道使用料金改定を検討する。 ④ H20年度に境川町と芦川村を除く5町の使用料金を統一する。 ⑤ H22年度に市全体の使用料金を見直す。 ⑥ H18年度に手数料及び加入金を統一する。		
検証(進捗状況及び根拠)	100% ◇H21年3月定例議会で使用料金改定の条例を議決した。 <改定時期>石和町、御坂町、一宮町、八代町、春日居町、芦川町はH21年11月検針から、境川町はH22年5月検針から改定する。		

No.20-2 使用料・手数料の見直し(下水道使用料)

目標年度	H21年度	主管部署	下水道課、業務課
具体的な改革の進め方	① H20年度に下水道事業審議会で使用料を審議する。 ② H20年度に水道使用料金に併せて下水道徴収条例を改正する。 ③ H21年度に使用料金を統一する。		
検証(進捗状況及び根拠)	90% ◇H21年3月に、上下水道審議会における審議を終了した。 ◇H21年度に下水道使用料等徴収条例を改定する。(予定) ◇H22年度に新条例に基づいて統一料金の徴収を開始する。(予定) ◇水道使用料金と下水道使用料金の審議を同時進行したため、日程調整に時間がかかり料金統一が予定より遅れた。 ◇市民への新料金の周知に時間を要し、料金統一が予定より遅れた。		

No.20-3 使用料・手数料の見直し(その他)

目標年度	H20年度	主管部署	財政課
具体的な改革の進め方	① 使用料・手数料の内容、事業に占める割合を調査する。 ② 施設の使用目的ごとに使用料の適切な基準を設定する。		
検証(進捗状況及び根拠)	30% ◇CATVの利用料を見直した。 ◇体育施設について、施設管理経費と使用料を調査した。 ◇指定管理者を導入した一部の施設については使用料見直しを見送った。 ◇使用料についての基準設定は実施できなかった。		

No.21 遊休資産の活用方法の検討

目標年度	H20年度	主管部署	管財課
具体的な改革の進め方	① 市有財産を調査し、財産台帳を整備する。 ② 市有財産の有効活用の方法を検討する。		
検証(進捗状況及び根拠)	90% ◇公有財産管理運用検討委員会の規定を設け、普通財産の貸付・売払いについて検討した。 ・公共施設の空スペース活用を検討した。⇒市役所庁舎南館 ・市有地の売却を検討した。⇒御坂町金川原地内の山林及び水道用地、境川町前間田地内の道路用地を売却した。 ◇H21年度に公有財産の評価方法の検討を始めた。 ◇財産台帳の整備は順調に進まなかった。		

No.22 PFIの検討

目標年度	H19年度	主管部署	財政課
具体的な改革の進め方	H19年度に制度の研究を実施し、事業の内容・予算・規模等によるPFI導入指針を検討する。		
検証(進捗状況及び根拠)	10% ◇制度の研究に取り組んだ。 ◇制度の研究により、解決すべき課題に比べてPFI導入のメリットが少ない等、その必要性が少ないと判断し、指針策定までには至らなかった。 ⇒計画期間中にPFI導入を検討した施設は、市役所本庁舎及びかすがい保育所の2施設。		

No.23 補助金・負担金の見直し

目標年度	H17～H18年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	① H17年度に補助金交付団体に登録されている団体を整理する。 ② H17年度に各補助金交付団体の目的と役割を分析する。 ③ H17年度に補助団体の認定基準を検討する。 ④ H18年度に補助金の基本方針を見直す。		
検証(進捗状況及び根拠)	70% ◇行政区運営交付金の統一化の際に、地区補助金の一部を廃止した。 ◇補助金の認定基準の見直しは実施しなかった。(認定登録事務を廃止した。) ◇補助金交付団体に登録されている団体について、H17年度から類似団体や小規模団体の統廃合を行い、H18年度に基本方針の見直しを検討した。 ⇒補助金交付団体数が合併時の268からH20年度(交付実績)の146に減少した。		

No.24-1 特別会計の見直し(水道企業会計)

目標年度	H18～H19年度	主管部署	水道課、業務課
具体的な改革の進め方	① H18～H19年度に水道事業計画を策定する。 ② H19年度に経営計画を策定する。		
検証(進捗状況及び根拠)	80% ◇H19年度に水道事業計画を策定した。 ◇経営計画を策定できなかった。(料金検討にH20年度までかかったため)		

No.24-2 特別会計の見直し(国民健康保険会計)

目標年度	H17～H21年度	主管部署	国民健康保険課、健康づくり課
具体的な改革の進め方	① H20年度にレセプト分析による生活習慣病患者予備軍の把握し、健診・指導を実施する。 ② H17～H21年度にレセプト点検を強化する。 ③ H20～H24年度に特定検診を実施する。		
検証(進捗状況及び根拠)	95% ◇特定健診対象者 16,807人に対して受診者が5,431人(32%)で、当初目標受診率34%はほぼ達成した。(住民検診4,560人、ドック871人) ◇特定検診について、H20年度中に対象者に対する制度の啓発が十分できなかった。また、特定医療機関との連絡及び協定が遅れた。		

No.24-3 特別会計の見直し(老人保健会計)

目標年度	H18～H19年度	主管部署	国民健康保険課、健康づくり課
具体的な改革の進め方	H19年度までに、レセプト点検資料及び重複受診資料から保健師による重複受診者の訪問指導を実施する。(H20年度に広域連合を創設)		
検証(進捗状況及び根拠)	100% ◇H19年度にレセプト点検を実施し、重複受診者等の指導を行った。(H20年度から後期高齢者医療制度に移行) ⇒H19年度のレセプト件数 196,014 件の全てに対して資格審査、請求点数点検、縦覧点検を実施した。 ⇒過誤調整結果 ・資格審査:1,768件 62,400千円 ・請求点数点検:2,452件 16,457千円		

No.25 委託事業の見直し

目標年度	H19～H20年度	主管部署	財政課
具体的な改革の進め方	① H19年度に委託料の内容を精査する。 ② H19年度に委託基準を設定する。 ③ H20年度に既存の委託事業のコストを削減する。		
検証(進捗状況及び根拠)	20% ◇計画していた改革－①委託料の内容の精査、②委託ガイドラインの設定、③委託事業のコスト削減－のうち、②③に取り組むことができなかった。 ◇H19年度一般会計決算の委託料の内訳を精査したところ、衛生費が最も多く、民生費、総務費、教育費と続いている。ごみ処理・収集、電算システム保守、社会体育施設管理、等に関わる業務がウェートを占めていることがわかった。 ⇒委託内容の分析を行ったが、経費削減の方法を導くまでには至らなかった。 ⇒電算システム保守委託については、近隣自治体との共同導入について検討中。 ◇民間活力の導入を進めていく方向で改革を進めているため、人件費が減り委託料が増える方向にある。		

No.26 連結バランスシートの作成

目標年度	H18～H21年度	主管部署	財政課
具体的な改革の進め方	① H18年度に一般会計バランスシートを作成・公表する。 ② H19年度に公営企業会計の内容を調査する。 ③ H20年度に連結資料を作成する。 ④ H21年度に連結バランスシートを作成・公表する。		
検証(進捗状況及び根拠)	100% ◇H17年度決算から一般会計のバランスシートを作成・公表した。 ◇H21年度にH20年度決算について公営企業会計等を含めた連結バランスシートを作成した。		

No.27 連結行政コスト計算書の作成

目標年度	H18～H21年度	主管部署	財政課
具体的な改革の進め方	① H18年度に一般会計行政コスト計算書を作成・公表する。 ② H19年度に公営企業会計の内容を調査する。 ③ H20年度に連結資料を作成する。 ④ H21年度に連結コスト計算書を作成・公表する。		
検証(進捗状況及び根拠)	100% ◇H17年度決算から一般会計の行政コスト計算書を作成・公表した。 ◇H21年度にH20年度決算について公営企業会計等を含めた連結行政コスト計算書を作成した。		

No.28 連結純資産変動・資金収支計算書の作成

目標年度	H18～H21年度	主管部署	財政課
具体的な改革の進め方	① H18年度に一般会計キャッシュフロー計算書を作成・公表する。 ② H19年度に公営企業会計の内容を調査する。 ③ H20年度に連結資料を作成する。 ④ H21年度に連結純資産変動計算書及び資金収支計算書を作成・公表する。		
検証(進捗状況及び根拠)	100% ◇H17年度決算から一般会計の純資産変動・資金収支計算書を作成している。 ◇H21年度に、H20年度決算の公営企業会計等を含めた連結純資産変動・資金収支計算書を作成・公表した。		

No.29 将来の財政予測

目標年度	H17年度	主管部署	財政課
具体的な改革の進め方	① H17年度に財政見通し(10年間)を作成する。 ② 芦川村編入に伴いH18年に修正する。		
検証(進捗状況及び根拠)	100% ◇H20年度予算編成時から5年間の中期財政計画を作成し、毎年見直しを行いながら、財政見通しを立てている。		

No.30 窓口サービスの向上

目標年度	H17～H20年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	① H17年度に接遇研修を実施する。 ② H17年度に総合案内を設置する。 ③ H18～H19年度に証明書自動交付機を設置する。 ④ 休日夜間窓口を検討する。 ⑤ H19～20年度に窓口の先進事例を研究する。 (窓口ワンストップ化やフロア・マネージャーの設置の必要性の有無を判断)		
検証(進捗状況及び根拠)	80% ◇H17年度から接遇研修を実施している。 ◇H17年に総合案内を設置した。(H18年度に時間延長) ◇H19年に自動交付機を稼働した。 ◇H19年から日曜窓口を開庁している。 ◇窓口ワンストップ化は実施していない。 ⇒ワンストップサービスについては、庁舎の事務スペースが狭いこと、各種システムの統一が不可欠であることから、具体的な検討までには至らなかった。		

No.31 市政クイックアンサー制度の導入

目標年度	H17年度	主管部署	経営企画課
具体的な改革の進め方	① H17年度に実施要領を作成する。 ② H17年度に職員(課長等)へ周知する。 ③ H18年度にチェックする。 ④ 実施結果を公表する。		
検証(進捗状況及び根拠)	100% ◇H17年度に実施要領を作成し、市民からの問い合わせ、質問等に対して、短期間(7日以内)で明確な回答・見解を示している。 ◇「市長への手紙」「お問い合わせメール」を実施している。		

No.32 ホームページの充実

目標年度	H18～H19年度	主管部署	経営企画課
具体的な改革の進め方	① 先進事例を研究する。 ② 各課のホームページ利用状況を把握し、利用を促す。		
検証(進捗状況及び根拠)	90% ◇情報化進展度調査の上位自治体のサイトを研究し、本市ホームページに不足しているユーザビリティ向上のための作業を推進し、H20年度にホームページの改修を行った。 ◇各部局の到着情報登録数は、H18年度299件、H19年度518件、H20年度676件と情報発信件数が増大し、市民がホームページから多くの情報を取得できるようになってきている。 ◇アクセス数は、H18年度883万pv(ページビュー)、H19年度1,045万pv、H20年度1,192万pvと年々増加している。 ◇情報量が増加し、必要な行政情報を取得しづらくなりユーザビリティが低下した。		

No.33-1 CATVの活用(インフラの整備促進)

目標年度	H17～H20年度	主管部署	情報政策課
具体的な改革の進め方	H18～H20年度に情報インフラ整備を促進する。		
検証(進捗状況及び根拠)	80% ◇(株)日本ネットワークサービスのエリアでは、石和町と春日居町のケーブル広帯域化が完了し、残る八代町(奈良原地区を除く)、境川町もH22年度中に完了予定。 ◇笛吹きらめきテレビ(株)のエリア(一宮町と御坂町)は、ケーブルの広帯域化を実現した。 ◇芦川町はH22年度中に完了予定。 ⇒広帯域化に経費がかかるためインフラの整備が遅れている。		

No.33-2 CATVの活用(行政番組の放送)

目標年度	H20年度	主管部署	経営企画課
具体的な改革の進め方	① H17年度に市内にある3つのCATV事業者間の調整を実施する。 ② H19年度に行政放送に関する指針を作成する。 ③ H19～H20年度に行政番組を制作する。(委託) ④ H19～H20年度に市内行政放送を開始する。		
検証(進捗状況及び根拠)	50% ◇CATVによる市内全域への行政情報の発信が実施できなかった。 ⇒市内2CATV局の相互乗入れにより、ほぼ全市(芦川町を除く)が視聴可能エリアとなる計画であったが、CATV事業者の事業方針の違いから計画実施が困難になった。今後も検討を進める。 ◇議会放送等、一部についてインターネットストリーミング放送による動画配信を実施した。		

No.34 高速インターネット利用環境の整備促進

目標年度	H17～H20年度	主管部署	情報政策課
具体的な改革の進め方	① H17～H20年度に通信事業者2社に対するブロードバンド誘致活動を促進する。 ② H18～H20年度にデジタル・デバイド解消に向けた検討を実施する。 ③ 芦川町へCATVを誘致しデジタルデバイドを解消する。		
検証(進捗状況及び根拠)	95% ◇光ファイバー通信網の敷設は、一宮町の一部、御坂町の一部、そして芦川町を残すだけとなった。 ◇CATV事業者の広帯域化対応(CATVインターネット利用可能)は、八代町、境川町と芦川町を除く地域で完了した。H22年度中には市内全域が広帯域化完了予定。 ◇無線によるブロードバンドは、市内全域で可能となっている。		

No.35 大規模災害に備えた応急態勢の確立

目標年度	H18年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	① 大規模災害時における職員初動マニュアルを作成する。 ② 指定公共機関、指定地方公共機関等との災害時応援協定を締結する。 ③ 活動マニュアルによる自主防災への具体的活動の啓発を実施する。 ④ 市防災訓練及び市職員初動体制班ごとによる防災訓練を実施する。 ⑤ 消防団員非常参集等訓練を実施する。		
検証(進捗状況)	90%		

況及び根拠)	<p>◇H20年度に大規模災害職員初動マニュアルを作成した。</p> <p>◇H18年に自主防災組織活動マニュアルを作成し、防災訓練を行った。</p> <p>◇市防災訓練及び市職員初動体制班ごとの訓練を実施し、避難態勢を構築した。</p> <p>◇各分団ごとに消防団員非常参集訓練を実施し災害に備える態勢を構築した。</p> <p>◇指定公共機関、指定地方公共機関等との災害時応援協定書締結については現在協議中、その他の機関については対象を検討するにとどまった。</p>
--------	---

No.36 行政評価制度の導入

目標年度	H17～H21年度	主管部署	財政課
具体的な改革の進め方	<p>① H17～H18年度に制度を研究する。</p> <p>② H18～19年度に職員研修を実施する。</p> <p>③ H18年度に事務事業評価を試行し実施要綱を作成する。</p> <p>④ H19年度に事務事業評価の本格実施に取り組む。</p> <p>⑤ H21年度までに施策評価を導入する。</p>		
検証(進捗状況及び根拠)	<p>90%</p> <p>◇行政評価の導入は、①制度の研究、②職員研修、③事務事業評価実施要綱作成、④事務事業評価の実施、⑤施策評価の導入—という順で進めている。</p> <p>⇒①～④までは実施済、⑤はH21年度に実施予定で、計画通り進んでいる。</p> <p>◇進捗状況は計画通りだが、評価精度にはバラツキがあり、完成度は十分とは言えない。</p>		

No.37 事務事業の再編整理

目標年度	H19～H21年度	主管部署	財政課
具体的な改革の進め方	<p>① H19～H20年度に事務事業評価を実施する。</p> <p>② H19～H20年度に総合計画の策定に伴って事務事業の再編整理を検討する。</p>		
検証(進捗状況及び根拠)	<p>100%</p> <p>◇事務事業の再編整理は、①事務事業評価の実施、②総合計画の施策体系に基づいて事務事業を再編整理—という手順で取り組む予定。</p> <p>⇒事務事業評価の結果、休廃止となった事務事業は3本、総合計画の施策体系に基づいて事務事業を再編整理したものは11本(目的再設定が6本、事務事業統廃合連携が5本)であった。</p>		

No.38 公共サービスの実施主体の見直し

目標年度	H17～H21年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	① H17年度に市民が望む公共サービスのあり方を検討する。 ② H17年度に検討委員会を設置し、全ての公共施設について指定管理者制度の導入を検討する。 ③ H17～H21年度に、一部の公共施設の管理運営業務を指定管理者に委任する。 ④ H18～H21年度に施設の利用状況とコストの妥当性について検証する。 ⑤ H18～H21年度に市場化テストの導入の可否を検討する。		
検証(進捗状況及び根拠)	80% ◇指定管理者検討委員会を設置し、制度の導入を検討した。 ◇H17～21年度にかけ、47施設に指定管理者制度を導入した。 ⇒指定管理者制度の導入については目標を下回ったが、ほぼ計画どおり実施できた。 ⇒一部の教育施設や厚生施設について、新制度に対する市民意見(民間が運営するとサービスが低下するといった意見がある。)に配慮して、制度が理解されるまで導入を見送った。 ◇指定管理者制度を導入した全ての施設で、利用状況調査、モニタリングを実施し、導入効果を検証している。		

No.39-1 電子自治体の構築(電子申請)

目標年度	H18～(H22)年度	主管部署	情報政策課
具体的な改革の進め方	① H18～H19年度に住民票・印鑑証明の自動発行機を設置する。 ② H19～H22年度に各種申請の電子化について検討する。		
検証(進捗状況及び根拠)	80% ◇国が定めた目標(国は住民向けオンライン利用促進対象手続10種類のうち、H21年度までに5項目を実施する目標を定めている。)のうち、水道使用開始届、浄化槽使用開始報告、職員採用試験申込、犬の登録申請・死亡届の4項目の手続きが可能になっている。H21年度は、市立図書館に対して、レファレンスサービスを申し込む手続きや図書資料のリクエストを申し込む手続きなどの7項目が追加された。その他、ふるさと納税等49項目の手続きが可能になった。 ◇住民向け10種類のうち残り6項目の手続きについては、直接対面で手続きする必要がある等、実情にそぐわないため導入を見送った。		

No.39-2 電子自治体の構築(電子入札)

目標年度	H19～(H22)年度	主管部署	管財課
具体的な改革の進め方	① H19年度に県内自治体と共同して構築するケースと笛吹市が単独で構築するケースとの比較検討を実施する。 ② H20年度にシミュレーションを行う。 ③ H21年度に試行する。 ④ H22年度に実施する。		
検証(進捗状況及び根拠)	40% ◇共有コアシステムでの対応を検討した。 ◇電子入札に関する資料収集、及び、電子化についての検討を行った。 ⇒検討の結果、得られる効果に比べてコストが割高であるため、電子入札への取り組みは先送りすることとした。		

No.40 事務経費の節減

目標年度	H17～H18年度	主管部署	管財課
具体的な改革の進め方	① 事務機器のリース契約の年数を見直すことで、H18年度の事務機器使用料を10%削減する。 ② 庁舎及び公共施設清掃業務の積算基準の標準を設定する。 ③ ケールピズ及びウォームピズを導入する。		
検証(進捗状況及び根拠)	85% ◇コピーカウンター料は61.9%減となった。(H17→H18) ◇コピー機リース料は90.8%減となった。(H17→H18) ◇清掃委託料は45.4%減となった。(H17→H18) ◇ケールピズ、ウォームピズを実施した。⇒光熱費のさらなる削減が必要。 ◇消耗品等についても削減余地がある。		

No.41 組織機構の見直し

目標年度	H17～H21年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	① H18～H19年度に各部局ヒアリングを実施する。 ② H18～H19年度に類似団体の組織機構及び分掌事務の調査を実施する。 ③ H18～H20年度に効果的・効率的な組織機構を検討する。 ④ H20年度に総合計画の施策体系にあわせて組織機構の見直しを実施する。 ⑤ 事務量の変化に柔軟に対応できるよう、毎年組織機構の見直しを実施する。		
検証(進捗状況)	80%		

況及び根拠)	<p>◇H17 年度から各部局の業務量や職員数等についてヒアリングを実施した。</p> <p>◇H17 年度に職員定員削減に伴う効果的な機構を検討している。</p> <p>⇒合併時 5 課体制だった支所組織を 2 課体制に再編した。</p> <p>全体の課数は 61 から 52 に減少した。</p> <p>◇H17 年度から、施策体系にあわせて組織機構の見直しを行なった。</p> <p>⇒H20 年度に政策部門を強化し経営政策部を新設。公営企業部の組織体制を再編。健康づくり部門を再編。</p> <p>◇8部61課を10部52課に再編した。</p> <p>◇組織機構を見直してさらなる効率化を進めていくためには、庁舎の形状、容量、業務システム等についても併せて検討していく必要がある。</p>
--------	--

No.42 支所、出先機関の再編・簡素化

目標年度	H17～H20年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	<p>① H18～H19年度に各部局・支所ヒアリングを実施する。</p> <p>② H18～H19年度に先進自治体を調査する。</p> <p>③ 市民意見を聴取する。</p> <p>④ 効果的・効率的な組織機構のあり方を検討する。</p>		
検証(進捗状況及び根拠)	<p>50%</p> <p>◇H17年度から支所の業務量や職員数等についてヒアリングを実施している。</p> <p>◇H20 年度に支所組織機構検討委員会を設置した。</p> <p>◇合併時 5 課体制だった支所組織を 2 課体制に再編した。</p> <p>◇市民に対して、5 年後、10 年後の組織の方向性を提示できなかったため、具体的な検討に及んでいない。</p>		

No.43 所掌事務、決裁権限の見直し

目標年度	H20～H21年度	主管部署	総務課
具体的な改革の進め方	<p>総合計画の策定及び組織機構の見直しにあわせて実施する。</p>		
検証(進捗状況及び根拠)	<p>50%</p> <p>◇支所の所掌事務を、窓口を中心とする事務に見直した。</p> <p>◇毎年、組織機構改革、職員数減少に伴って所掌事務の見直しを実施している。</p> <p>◇決裁権限についての具体的な検討は未実施。</p>		

No.44 広報機能の強化

目標年度	H18～H20年度	主管部署	経営企画課
具体的な改革の進め方	① H18～H20年度に先進事例を研究する。 ② H18～H20年度に行政広報の活用に向けた指針を作成する。 ③ H18～H20年度に各課を指導する。 ④ H18～H20年度に庁内行革推進会議で徹底する。		
検証(進捗状況及び根拠)	70% ◇広報紙とホームページの改善を図り、効果的な情報発信に努めてきた。 ⇒ホームページ情報発信件数(H18年度:299件、H19年度:518件、H20年度:807件) ◇複数の広報媒体を用いた総合的な行政広報について指針を示せなかった。 (放送・通信技術が進展し、広報手段や媒体の先行きの見通しが難しいため。) ◇CATVによる行政放送が実施できなかった。 (CATV事業者の事業方針と合致しなかったため。)		

No.45 財政状況の公表

目標年度	H18～H19年度	主管部署	財政課
具体的な改革の進め方	① H18～H19年度に先進自治体の事例を研究する。 ② H18～H19年度に市の財政状況を広報・ホームページへ掲載する。		
検証(進捗状況及び根拠)	100% ◇毎年、予算、決算状況、半年ごとの執行状況について、広報、ホームページ等に公表を行っている。 ◇決算に基づく、財務諸表や健全化指標についても、確定次第公表している。公表に当たっては、市民にわかりやすい表現を心がけている。		

No.46 審議会等の公開

目標年度	H19～H20年度	主管部署	財政課
具体的な改革の進め方	① H19年度に委員会設置要綱を見直す。 ② H19～20年度に庁内行革推進会議で徹底する。		
検証(進捗状況及び根拠)	100% ◇審議会等の公開は、①附属機関等設置要綱の見直し、②庁内行革推進会議で徹底の一の手順で取り組んだ。 ⇒H20年に「附属機関等の会議の公開に関する要綱」を制定した。 ⇒H21年度から、市民が会議を傍聴できるよう、ホームページに会議開催日程を事前公表している。また、会議終了後に会議録を公表している。		

No.47 行政計画の目標の数値化

目標年度	H17～H19年度	主管部署	財政課
具体的な改革の進め方	① H17年度に数値目標を定めた集中改革プランを策定・公表する。 ② H18～H19年度に庁内行革推進会議で徹底した。		
検証(進捗状況及び根拠)	70% ◇行政計画の目標の数値化は、①行政評価研修を実施し、職員にPDCAマネジメントサイクルを回すことの大切さを理解してもらう。②モデルとして集中改革プランに数値目標を設定する。③他の行政計画に数値目標を設定するよう庁内会議で徹底する。—という取り組みを行ってきた。 ⇒①②達成。 ③計画書の単位では、総合計画の基本計画等、数値目標を定めた計画と、都市計画マスタープラン等、数値目標を設定しなかった計画がある。事務事業の単位では、701本の評価対象事務事業のうち443本に数値目標を設定した。施策の単位では、28本の施策の全てに数値目標を設定した。 (一部の計画書や事務事業について、目標の数値化ができなかった。)		

No.48 入札制度の見直し

目標年度	H17～H18年度	主管部署	管財課
具体的な改革の進め方	① H17年度に落札価格を公表する。 ② H17年度に入札予定価格を公表する。 ③ H18年度に事後審査型条件付一般競争入札を検討する。		
検証(進捗状況及び根拠)	100% ◇入札制度の見直しは、①落札価格の公表、②予定価格の公表、③事後審査型条件付一般競争入札の実施—について取り組んだ。 ⇒指名競争入札から一般競争入札へ移行し、契約における公平性・公正性と透明性を高めることができた。あわせて落札価格を抑えることができた。		

No.49 「市長への手紙」の導入

目標年度	H17年度	主管部署	経営企画課
具体的な改革の進め方	① ホームページに「市長への手紙」のページを設け、電子メールで意見を提出できるようにする。 ② 市役所窓口に「市長への手紙」を設置する。		
検証(進捗状況)	100%		

況及び根拠)	◇ホームページ上に「市長への手紙」を設け、電子メールでの意見提出ができるようにした。 ◇市役所本庁・支所等窓口に「市長への手紙」用紙と封筒を設置した。 ⇒H18年度173件、H19年度173件、H20年度152件
--------	--

No.50 市民ミーティングの開催

目標年度	H18～H19年度	主管部署	経営企画課
具体的な改革の進め方	① H18年度に自治会連合会を中心に、地域ごとに「市民ミーティング」を開催する。 ② H19年度に市民団体等を対象とした「市民ミーティング」の開催を検討する。		
検証(進捗状況及び根拠)	100% ◇要綱を制定し、H18年度から実施した。 ・H18年度 8回実施 ・H19年度12回(うち市民団体2)実施 ・H20年度12回(うち市民団体4)実施		

No.51 市民意識調査の実施

目標年度	H18～H21年度	主管部署	財政課
具体的な改革の進め方	① 施策体系に基づく調査票を設計する。 ② 調査(定期)を実施する。 ③ 経年変化量を分析し市民の意識の変化を把握する。		
検証(進捗状況及び根拠)	80% ◇市民意識調査は、①施策体系に基づく調査票の設計、②調査(毎年)、③経年変化量を見込んだ施策の現状把握一の手順で取り組む計画であった。 ⇒①は達成した。 ◇②は総合計画策定時のH18年度に「市民意識調査」、H20年度とH21年度に「まちづくり基礎調査」を実施した。(H19年度は未実施) ◇③はH20年度とH21年度の調査結果から施策の経年変化を把握した。		

No.52 パブリック・コメント制度の導入

目標年度	H17～H18年度	主管部署	経営企画課
具体的な改革の進め方	① H17年度に庁内WGを設置する。 ② H17年度に試行する。 ③ H17年度に実施要綱を作成する。 ④ H18年度にパブリック・コメント制度を導入する。		
検証(進捗状況)	100%		

況及び根拠)	<p>◇パブリックコメント実施要綱を制定し、H18年度に施行した。</p> <p>◇総合計画、各個別計画などパブリックコメントを通して市民への周知、計画の内容が迅速に伝えられ、市民の意見などが市政に反映されている。</p>
--------	---

No.53 審議会等の委員の公募

目標年度	H18～H19年度	主管部署	財政課
具体的な改革の進め方	<p>① H18～H19年度に委員会設置要綱の見直しを検討する。</p> <p>② H19年度に庁内行革推進会議で徹底する。</p>		
検証(進捗状況及び根拠)	<p>40%</p> <p>◇附属機関等の委員の公募は、①委員会設置要綱の見直し、②庁内行革会議で徹底—という手順を進める計画であった。</p> <p>⇒庁内行革会議で協議したが、要綱見直し(制度化)までには至らなかった。</p> <p>⇒委員の兼職(例:連合区長会長が他の附属機関の委員に充て職になっている)を制限したり、女性委員や公募委員の割合を定める等、具体的な基準を設定できなかった。</p>		

No.54 市民企画サポーター制度の導入

目標年度	H17～H20年度	主管部署	経営企画課
具体的な改革の進め方	<p>① H17～H19年度にサポーターを公募する。</p> <p>② H17～H19年度にサポーターを登録する。</p> <p>③ H20年度に必要な施策の企画立案の際にサポーターの協力を要請する。</p>		
検証(進捗状況及び根拠)	<p>70%</p> <p>◇笛吹こども議会はH17年度から毎年度開催している。</p> <p>◇まちづくり委員会は未設置。</p> <p>(まちづくり委員会は、市民との協働のまちづくり推進へと政策転換を図った。)</p>		

No.55 地域や市民団体との協働

目標年度	H17～H20年度	主管部署	市民活動支援課
具体的な改革の進め方	<p>① NPOとの協働事業を実施する。</p> <p>② 市民活動への支援を実施する。</p> <p>③ 市民活動を支援する部署の設置</p> <p>④ 新たな市民活動や地域活動を考えるシンポジウムの開催</p>		
検証(進捗状況)	100%		

<p>況及び根拠)</p>	<p>◇地域や市民団体との協働は、①NPOとの協働事業の実施、②市民活動への支援、③市民活動を支援する部署の設置、④新たな市民活動や地域活動を考えるシンポジウムの開催—について取り組んできた。</p> <p>⇒①については、NPOとの協働事業として笛吹市ふるさと大使事業を実施した。(H17)</p> <p>◇②については、地域振興基金を創設し、市民活動支援事業を開始した。(H19)</p> <p>◇③については、市民活動支援課を設置した。(H19)</p> <p>◇④については、地域活動を考えるシンポジウムを開催した。(H19)</p>
---------------	---

2-2 集中改革プランの達成状況

2-2-1 定員適正化計画の達成状況

集中改革プラン 2005 では、平成 17 年 4 月 1 日の職員数 757 人を同 22 年 4 月 1 日に 657 人にする目標を掲げ、5 年間累計で 22.7 億円の人件費削減を見込んでいる。

これまでの取り組みを検証すると、平成 21 年 4 月 1 日の職員数は計画の 680 人より 9 人少ない 671 人となっている。これにより、4 年間累計で計画の 15.9 億円を上回る 17.1 億円の人件費を削減することができた。

図表 1 定員適正化計画とこれまでの実績

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H18~21 の 4 年間累計	H18~22 の 5 年間累計
計 画	年度当初の 職員数	757	722	702	692	680	657	▲15.9	▲22.7
	職員数の増減 [対 H17]	-	▲35	▲55	▲65	▲77	▲100		
	人件費削減額 [対 H17] (億円)	-	▲2.4	▲3.8	▲4.5	▲5.2	▲6.8		
実 績	年度当初の 職員数	757	722	702	683	671	-	▲17.1	
	職員数の増減 [対 H17]	-	▲35	▲55	▲74	▲86	-		
	人件費削減額 [対 H17] (億円)	-	▲2.4	▲3.8	▲5.1	▲5.8	-		

(注)人件費削減額は累計に合わせて端数処理している。

2-2-2 市税納税率向上への取り組み

集中改革プラン 2005 では、平成 16 年度の市税納税率 79.05%を同 21 年度に 82%に向上する目標を掲げ、5 年間累計で 11.7 億円の市税の増収を見込んでいる。

これまでの取り組みを検証すると、納税率は、同 17 年度 77.60%、同 18 年度 75.90%、同 19 年度 78.10%、同 20 年度 77.83%で、目標の 82%を達成することはできなかった。これにより、4 年間累計の市税増収額は、計画の 8.5 億円に対して▲6.9 億円となっている。

図表 2 市税納税率向上の目標とこれまでの実績

(億円)

		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H17~20の 4年間累計	H17~21の 5年間累計
計 画	市税調定額	103.6	103.0	102.0	110.7	108.5	107.6	8.5	11.7
	市税収入済額	81.9	82.4	82.6	89.7	89.0	88.2		
	市税納税率	79.05%	80%	81%	81%	82%	82%		
	市税増収額 [対 H16]	-	1.0	2.0	2.2	3.3	3.2		
実 績	市税調定額	103.6	107.0	108.3	119.3	121.1	-	▲6.9	
	市税収入済額	81.9	83.0	82.2	93.2	94.3	-		
	市税納税率	79.05%	77.60%	75.90%	78.10%	77.83%	-		
	市税増収額 [対 H16]	-	▲1.6	▲3.2	▲0.9	▲1.2	-		

2-2-3 事務事業再編整理の状況

集中改革プラン 2005 では行政評価や枠配分予算を導入し、事務事業を再編整理する計画となっている。

図表 3 事務事業再編整理の計画

		H17	H18	H19	H20	H21
計 画	① 事務事業のたな卸し	→				
	② 事務事業評価の導入		→			
	③ 組織別枠配分予算の導入		→			
	④ 事務事業再編整理の目標公表		→	→		
	⑤ 施策評価の導入				→	
	⑥ 施策別枠配分予算の導入					→
	⑦ 事務事業の再編整理	→	→	→	→	→

これまでの計画の進捗状況は以下のとおりである。

① 事務事業のたな卸し

事務事業の単位を見直し、予算と事務事業の単位が一致する「事業別予算」を導入した。(一部の事務事業については予算の単位と一致していない。)

② 事務事業評価の導入

平成 20 年度に、同 19 年度に実施した全ての事務事業について事務事業マネジメントシートを作成した。

③ 組織別枠配分予算の導入

平成 19 年度当初予算編成時より組織別枠配分予算を導入した。

④ 事務事業再編整理の目標公表

事務事業の再編整理の方向性は、事務事業評価により示されることになる。そこで、事前に「再編整理の目標を公表する」計画は見直す。

⑤ 施策評価の導入

平成 20 年度に施策の現状を把握して施策の目標設定を行った。同 21 年度に 28 の施策について施策評価を実施している。(実施中)

⑥ 施策別枠配分予算の導入

計画期間中に施策別枠配分予算を導入することはできなかった。

⑦ 事務事業の再編整理

平成 20 年度に、同 19 年度に実施した事務事業を評価し、再編整理を行った。779 件の事務事業のうち、廃止・休止となった事務事業が 3 件、目的再設定が 6 件、事業統廃合・連携が 5 件、有効性改善が 150 件、効率性改善が 163 件、公平性改善が 64 件、現状維持が 388 件となっている。

図表 4 H19 年度事務事業の見直しの状況

H21 年度以降の事務事業の方向性	件数
① 廃止・休止	3
② 目的再設定	6
③ 事業統廃合・連携	5
④ 有効性改善	150
⑤ 効率性改善	163
⑥ 公平性改善	64
⑦ 現状維持	388
合計	779

2-2-4 公共施設運営の見直しの状況

集中改革プラン 2005 では、平成 18 年度から同 21 年度までに、新たに 47 の施設に指定管理者制度を導入する目標を掲げ、4 年間累計で 3.8 億円の経費削減を見込んでいる。

これまでの取り組みを検証すると、平成 20 年度までに新たに 45 施設に指定管理者制度を導入し、3 年間累計で計画の 2.7 億円には及ばなかったものの 1.8 億円の施設管理運営経費を削減することができた。

図表5 公共施設運営の民営化の目標とこれまでの実績

		H18	H19	H20	H21	H18~20の 3年間累計	H18~21の 4年間累計
計 画	民営化する施設（施設）	29	40	44	47	▲2.7	▲3.8
	直営化する施設（施設）	0	0	0	0		
	経費削減額 [対 H17 年度] (億円)	▲0.4	▲1.3	▲1.0	▲1.1		
実 績	民営化した施設（施設）	31	39	45	44	▲1.8	
	直営化した施設（施設）	0	0	0	1		
	経費削減額 [対 H17 年度] (億円)	▲0.5	▲0.7	▲0.6	-		

(注)経費削減額については累計に合わせて端数処理している。

2-2-5 集中改革プラン 2005 による財政効果

集中改革プラン 2005 の財政効果を総括する。同プランでは、平成 17 年度から同 21 年度までの 5 年間累計で 22.6 億円の経費削減効果と、11.7 億円の市税の増収を見込んだ。

これまでの取り組みを検証すると、市税納税率向上については計画の 8.5 億円を達成することができなかった。一方、定員適正化と公共施設運営の見直しについては、4 年間累計で計画の 16.0 億円を上回る 18.0 億円の経費を削減することができた。

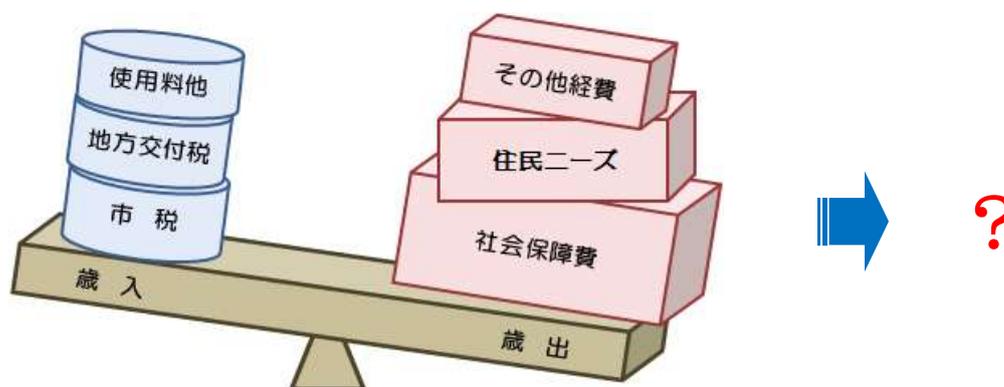
図表6 集中改革プラン 2005 による財政効果の総括

		H17~20の 4年間累計	H17~21の 5年間累計
計 画	a. 納税率向上に伴う市税増収額	8.5 億円	11.7 億円
	b. 定員適正化に伴う経費削減額 （うち公共施設運営見直しに伴う経費削減分）	15.9 億円 (2.6 億円)	22.7 億円 (3.8 億円)
	c. 公共施設運営見直しに伴う経費削減額	0.1 億円	▲0.1 億円
実 績	a. 納税率向上に伴う市税増収額	0	
	b. 定員適正化に伴う経費削減額 （うち公共施設運営見直しに伴う経費削減分）	17.1 億円 (1.8 億円)	
	c. 公共施設運営見直しに伴う経費削減額	0.9 億円	

3 章 行財政改革の大綱

3-1 行財政の現状と課題の総括

地方交付税等の歳入の伸びが期待できないなか、社会保障費の増大や住民ニーズの高まり等により歳出は増加傾向にある。こうした状況の中で総合計画に掲げた将来像を実現していくためには、大胆な経費節減や財源確保に取り組む必要がある。（6 章「将来財政シミュレーション」参照）



3-2 行財政改革の必要性

第1次行財政改革では64項目の改革に取り組み、住民サービス向上や経費節減等、一定の成果を得た。しかしながら、本市の将来の財政状況は一段と厳しさを増すことが予測されるため、引き続き改革に取り組む必要がある。

3-2-1 合併のスケール・メリットを生かした行政への転換

合併算定替の特例措置²⁴が終了すると、合併した市町村の地方交付税は段階的に減少することになる。本市においても30億円程減少する。これは、地方交付税の算定において、合併した市町村の基準財政需要額²⁵が合併前より少なくなるためである。

合併した市町村の住民が、その便益を享受できるようにするためには、スケール・メリットを生かした行政運営へと転換していく必要がある。

²⁴ 合併算定替の特例は、合併により減額する地方交付税を一定期間確保する特例措置のこと。本措置により、合併した市町村の地方交付税は、合併後10年間は合併前の水準が確保され、その後5年間で段階的に縮減される。

²⁵ 基準財政需要額は、標準的な行政運営に必要な経費。一般的に住民一人当たりの行政経費は人口が多い自治体ほど少なくてすむため、合併した市町村の基準財政需要額は、合併前の市町村の基準財政需要額の合計より少なくなる。

3-2-2 前例踏襲型行政から課題解決型行政への転換

社会経済情勢の変化に伴って次々と新しい課題が発生し、前例踏襲型の行政運営では対応することが困難になってきている。これからは、住民ニーズに柔軟かつ適切に対応できるよう、課題解決型の行政へと仕事のやり方を改めていく必要がある。

3-2-3 「あれもこれも」から「あれかこれか」の行政への転換

地方財政が右肩上がりで拡大していた時代は、行政が多様な住民ニーズに対して「あれもこれも」応えていくことができた。しかしながら、これからの行政には、限られた財源の中で何を優先すべきかを判断する「あれかこれか」の選択と集中の考え方が必要になってくる。

3-2-4 行政と住民の役割分担の見直し

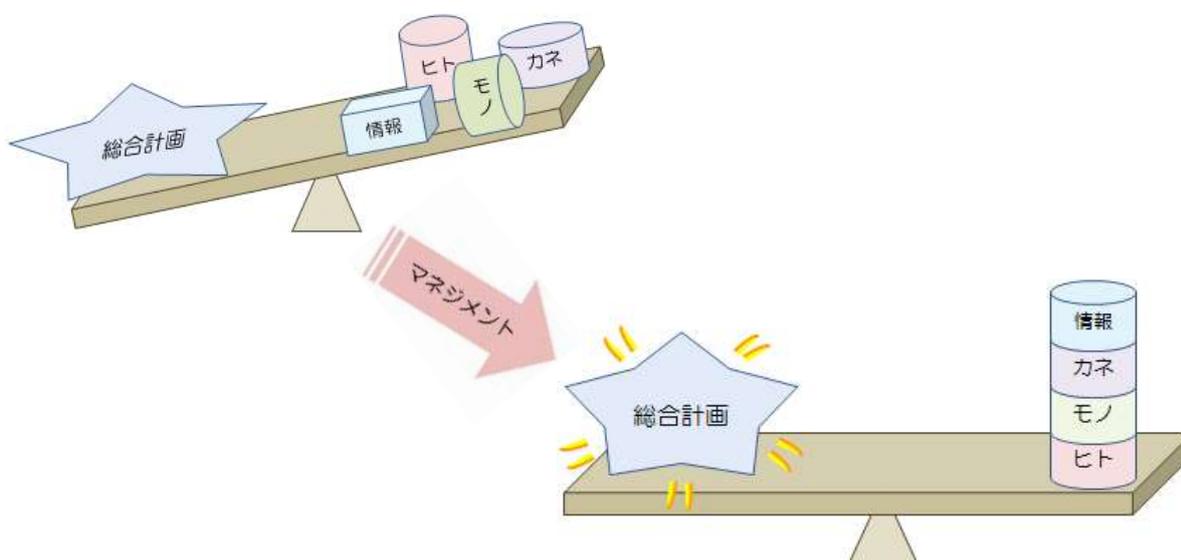
日常生活様式や個人の価値観の変化に伴って、住民ニーズが複雑かつ多様化している。これまで行政は、こうした住民ニーズに可能な限り応えてきたために、その守備範囲が拡大し、本来担うべき事務の遂行に少なからず支障をきたしている。

そこで、行政は住民に対して必要最低限のサービス（ナショナル・ミニマム）を提供し、上乘せとしてのサービスはできる限り住民（市民、団体、地域、事業所）に担ってもらうよう、互いの役割を見直す必要がある。

3-3 行財政改革の目標

市行政が将来にわたってその持てる力と資源を最大限に引き出し、安定した行財政運営を続けられるよう、第2次笛吹市行財政改革の目標を次のとおり設定する。

“ヒト、モノ、カネ、情報を効果的にマネジメントし、簡素で魅力的な市政を実現する。”



3-4 第 2 次行財政改革の基本方針

3-4-1 小さな市役所の実現

- ◇10 年後のあるべき市役所に向けて、組織、機構及び定員を見直す。
- ◇行政の仕事の守備範囲を見直し、引き続き民間活力の導入を進める。
- ◇公共施設を総点検し、計画的に施設の管理及び再編に取り組む。

3-4-2 健全な財政基盤の構築

- ◇経常的な経費を抑制することにより、弾力ある財政運営を実現する。
- ◇国の地方財政対策を勘案し、将来の実質的プライマリー・バランスを黒字にする。
- ◇計画に基づき将来にわたって安定した財政を実現する。

3-4-3 計画的な行政経営の実現

- ◇総合計画と予算編成を連動し、限られた財源の中で将来像を実現していく。
- ◇Plan→Do→Check→Action のマネジメントサイクルを回す。
- ◇計画には明確な目標を設定し、その成果を検証していく。

3-4-4 市民第一主義の行政の実現

- ◇情報公開を推進し、市民に開かれた行政を実現する。
- ◇市民と行政が役割分担を明確化し、協働してまちづくりに取り組む。
- ◇市民の視点に立った市民第一主義の行政を実現する。

4章 具体的な改革項目

4-1 小さな市役所実現に向けた改革

- **職員定数の適正化**
合併のスケール・メリットが働くよう計画的に職員定数を削減する。
- **職員研修の充実**
公の奉仕者であることを自覚し、自主的に地域の課題解決に取り組む職員を育成する。
各種研修事業を実施し、職員の資質・技能を向上し、公務能率を高める。
- **人事評価の充実**
人事評価結果を職員研修計画や職員配置の資料に活用する。
全職員の勤務成績を評価し、処遇（昇格、昇給、勤勉手当、分限処分等）に反映する。
- **組織・機構の簡素化**
合併のスケール・メリットを活かして、効率的で機能的に事務を執行できるような組織を見直す。
支所機能を見直し、支所を簡素化する。
- **アウトソーシングの検討**
公的関与の必要性が低く、民間委託により成果向上やコスト削減が期待できる事務事業について外部委託や指定管理者制度の導入を進める。
外部委託している業務を点検し、直営で実施すべきものは内製化を進める。
事務事業の実施主体を見直し、外部委託すべきものと内製化すべきものの指針を定める。
- **公共施設の適正配置**
公共施設台帳を作成する。
市が所有する公共施設等の実態を把握し、施設の整備、修繕、取壊し及び統廃合の計画を検討していく。
- **市有土地の有効活用**
現在利用していない市有土地の活用方法を（売却も含めて）検討する。

4-2 健全な財政基盤構築に向けた改革

- **市税等の収納率向上**
市税、保育所運営費保護者負担金、学童保育保護者負担金、市営住宅使用料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道使用料、簡易水道使用料、下水道使用料、農業集落排水施設使用料及び温泉使用料の収納率を向上する。
- **都市計画税の課税区域の見直し**
都市計画税の課税区域を拡大し、市税収入を増やす。
- **特別会計等の経営健全化**
特別会計等の経営を健全化し、一般会計から特別会計への繰出金等を抑制する。
- **補助金等及び補助団体の見直し**
補助金に関する基本方針に基づいて補助金及び補助団体を見直す。
- **普通建設事業の見直し**
合併特例債充当可能な事業を優先し、普通建設事業を抑制する。
道路の新設及び拡幅工事等は、計画期間中は緊急なものを除いて見送る。
公共施設の新設、建替え、補修及び取壊しの計画を検討する。
- **ストップ・温暖化の実践**
庁舎及び公用車の光熱水費を節減し、二酸化炭素排出量を削減する。

4-3 計画的な行政経営実現に向けた改革

- **行政経営システムの構築**
限られた経営資源を活用して総合計画を実現する「選択と集中」の行政経営の仕組みを構築する。
- **行政評価の定着**
行政評価結果を公表する。
事務事業評価及び施策評価を定着し、予算編成や定員配置、人事管理等に活用する。

- **各種計画の検証**
各種計画に具体的な目標を設定し、その達成度を検証するマネジメント・サイクルを定着する。
総合計画前期基本計画の各施策の目標達成度を評価し、後期基本計画に反映する。
- **月次執行体制の確立**
毎月、予算執行計画と行動計画を作成し、事務事業と予算の執行状況を振り返る。
年間を通じて事務事業と予算を平準化する。
- **財政計画に基づく行政経営**
（長期）財政シミュレーションを基に中期財政計画を作成し、毎年の予算編成に反映する。

4-4 市民第一主義の行政実現に向けた改革

- **情報公開の推進**
行政情報の公表及び提供に関する要綱を厳格に運用する。
指定管理者、出資団体及び補助団体に対して情報公開を促す。
広報の手段（広報紙、ホームページ等）を充実する。
- **広聴の充実**
市民が行政に対して意見を述べたり、参加する機会（市民ミーティング、パブリック・コメント、まちづくり基礎調査）を確保する。
- **協働のまちづくりの推進**
市民の行政への参画を促し、協働のまちづくりを進める。
行政、議会及び市民（市民、事業所、自治会、市民団体）の役割を明確に定めた指針づくりを検討する。
- **窓口サービスの充実**
住民基本台帳カードによる休日証明書自動交付サービスの利用を促進する。
窓口の総合化又はワンストップ化を検討する。
コンビニエンス・ストアでの証明書交付を検討する。
日曜本庁窓口の取り扱い業務の拡大を検討する。

5 章 集中的に取り組む改革

4 章に掲げた具体的な改革項目のうち、特に課題が大きく財政効果が高い 5 つの改革について、平成 22 年度から同 25 年度までの 4 年間に集中的に取り組む。

5-1 市税収納率の向上

図表 1 市税収納率向上による財政効果

			H20 年度 決算	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	4 年間 の累計
成り行き値 (改革前)	調定額 (億円)	現年	97.0	89.0	89.8	90.2	91.1	
		滞繰	24.1	25.8	25.6	25.2	24.8	
	収入済額 (億円)	現年	91.5	84.3	85.2	85.7	86.7	
		滞繰	2.7	3.0	2.9	2.9	2.8	
	収納率 (%)	現年	94.4	94.7	94.9	95.0	95.2	
		滞繰	11.3	11.5	11.5	11.5	11.5	
目標値 (改革後)	調定額 (億円)	現年		89.0	89.8	90.2	91.1	
		滞繰		24.5	22.9	21.1	19.1	
	収入済額 (億円)	現年		85.0	86.2	86.9	87.9	
		滞繰		3.6	3.4	3.4	3.2	
	収納率 (%)	現年		95.5	96.0	96.3	96.5	
		滞繰		14.5	15.0	16.0	17.0	
財政効果額 (億円)				1.3	1.5	1.6	1.6	6.0

※成り行き値は第 2 次行財政改革を実施しない場合の推計値。財政効果は目標値と成り行き値の収入済額の差額。

〈経緯及び目的〉

本市の市税収納率は全国及び県内自治体と比較して低い水準にある。そこで、税負担の公平性を維持するとともに、行政サービスに必要な財源を確保するため、計画期間中に集中的に市税収納率向上に取り組む。

〈目標及び財政効果〉

平成 25 年度の市税収納率を、現年分 96.5%、滞繰分 17.0%に向上し、市税収入を 4 年間累計で 6.0 億円増やす。

〈具体的な手段〉

滞納は許さないとする市の強い姿勢を示すことで、滞納者の納税意識を高め収納率を向上する。具体的に以下の項目に取り組む。

- ① 電話一斉催告を行い滞納者の状況確認を行う。
- ② 安易な小額分納を認めない。(年度内完納を目途とする)
- ③ 滞納者の実態を把握し、納付できるのに納付しない者を厳正に処分する。
- ④ 無財産・生活困窮・所在不明者を調査し滞納処分の執行を停止する。
- ⑤ 県及び県内市町村等と連携し不動産公売を実施する。
- ⑥ 「搜索」を強化し、動産の差押えやインターネット公売を実施する。
- ⑦ 滞納者に対する行政サービスの制限措置を統括する規約を制定する。
- ⑧ 滞納者の氏名公表について検討する。

5-2 都市計画税課税区域の見直し

図表2 都市計画税課税区域見直しによる財政効果

			H20年度 決算	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	4年間の 累計
成り行き値 (改革前)	調定額 (億円)	現年	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	/
		滞繰	1.6	1.5	1.4	1.4	1.3	
	収入済額 (億円)	現年	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	
		滞繰	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	
目標値 (改革後)	調定額 (億円)	現年	/	0.0	0.0	6.0	6.0	/
		滞繰	/	1.5	1.3	1.0	1.1	
	収入済額 (億円)	現年	/	0.0	0.0	5.7	5.7	
		滞繰	/	0.2	0.2	0.1	0.1	
財政効果額 (億円)			/	▲2.7	▲2.7	2.9	2.9	0.4

〈経緯及び目的〉

都市計画税の不均一課税の特例が終了するため課税区域を見直す。これにより税負担の公平性を維持するとともに、都市基盤整備に必要な財源を確保する。

〈目標及び財政効果〉

課税区域を拡大し、都市計画税収入を4年間累計で0.4億円増やす。

〈具体的な手段〉

都市計画税の課税区域を都市計画区域全域に拡大し、平成24年度から全区域内の固定資産所有者に対して税率0.2%の都市計画税を課す。ただし、税負担の公平性を保つため、平成22年度から同23年度までの間は石和町の都市計画税の課税を休止する。

5-3 職員定数の適正化

図表 3 職員定数適正化による財政効果

	改革前	目標(改革後)			
基準日	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1
職員数 (人)	655	650	641	629	617
年度	H22	H23	H24	H25	
退職者数 (人)	10	23	20	22	
採用者数 (人)	5	14	8	10	
職員数の増減 (人) 〈H21 年度との比較〉	▲5	▲14	▲26	▲38	
財政効果 (億円) 〈H21 年度との比較〉	0.3	0.9	1.8	2.6	4 年間累計 5.6

※職員数には市長、副市長を含まない。財政効果は、職員数の増減に一人当たり 6,785 千円を乗じて算出した。

〈経緯及び目的〉

合併のスケール・メリットが働くよう職員定数を削減する。

〈目標及び財政効果〉

平成 22 年 4 年 1 日の職員数 655 人を同 26 年 4 年 1 日に 617 人にし、4 年間累計で 5.6 億円の人件費を節減する。

〈具体的な手段〉

- ① 職員研修や人事評価を進め、職員一人当たりの公務能率を向上する。
- ② 課の統合、支所の所掌事務の見直しにより事務組織・機構を簡素化する。
- ③ 事務内容を見直し、民営化、指定管理、外部委託を進める。
- ④ 事務内容を見直し、パートタイム労働者を活用する。
- ⑤ 公共下水道の事業量を縮減する。

〈留意事項〉

正職員と臨時職員の人件費を合計し、実質的な経費削減に結びついているかを総合的に判断する。

5-4 特別会計等の経営健全化（繰出金等の見直し）

図表 4 繰出金等見直しによる財政効果

(億円)

		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	4 年間 累計
成り行き値 (改革前)	国民健康保険特別会計	2.9	3.0	3.0	3.0	
	介護保険特別会計	1.5	1.5	1.5	1.5	
	水道事業会計	0.5	0.5	0.5	0.5	
	簡易水道特別会計	1.9	1.9	1.9	1.9	
	農業集落排水特別会計	0.5	0.5	0.5	0.5	
	公共下水道特別会計	12.3	12.2	12.2	12.2	
	合計	19.6	19.6	19.6	19.6	
目標値 (改革後)	国民健康保険特別会計	2.9	3.0	2.2	1.3	
	介護保険特別会計	1.5	1.5	1.5	1.5	
	水道事業会計	0.5	2.4	2.3	2.3	
	簡易水道特別会計	1.9	-	-	-	
	農業集落排水特別会計	0.3	0.3	0.2	0.2	
	公共下水道特別会計	12.3	12.2	12.2	12.2	
	合計	19.4	19.4	18.4	17.5	
財政効果		0.2	0.2	1.2	2.1	3.7

※表記金額は一般会計からの繰出金・出資金・補助金のうち、繰出基準外分又は事務費負担分

〈経緯及び目的〉

一般会計に占める繰出金等の割合が増加し、一般会計の財政運営が硬直化していることから、特別会計等の経営健全化に取り組む。

〈目標及び財政効果〉

平成 22 年度から同 25 年度の 4 年間累計で 3.7 億円の繰出金等を節減する。

〈具体的な手段〉

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、簡易水道特別会計、農業集落排水特別会計及び公共下水道特別会計において、収納率向上、加入率向上、事業量縮減及び施設統廃合等について検討し、それぞれに「経営健全化計画」を作成する。

5-5 普通建設事業の見直し

図表 5 普通建設事業見直しによる財政効果 (億円)

		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	4 年間累計
(改革前) 成り行き値	通常事業	12.5	12.5	12.5	12.5	/
	合併特例事業 (大型施設)	4.9	20.0	31.8	41.6	
	合併特例事業 (大型施設以外)	25.1	15.6	9.8	9.9	
	合計	42.5	48.1	54.1	64.0	
(改革後) 目標値	通常事業	12.5	9.0	9.0	9.0	
	合併特例事業 (大型施設)	4.9	20.0	31.8	41.6	
	合併特例事業 (大型施設以外)	25.1	15.6	9.8	9.9	
	合計	42.5	44.6	50.6	60.5	
財政効果		0	3.5	3.5	3.5	10.5

※成り行き値は第 2 次行財政改革を実施しない場合の推計値。財政効果は目標値と成り行き値の差額。

〈経緯及び目的〉

平成 20 年度から同 21 年度にかけて、国の経済危機対策により道路等の普通建設事業を集中して実施してきたため施設整備が落ち着きつつある。そこで、計画期間中は合併特例債を充当可能なものを除いて普通建設事業を抑制する。

〈目標及び財政効果〉

普通建設事業費を、同 22 年度から同 25 年度までの 4 年間累計で 10.5 億円節減する。

〈具体的な手段〉

- ・道路の新設及び拡幅工事については、当面の間は緊急なものを除いて見送る。
- ・公共施設の新設、建替え、補修及び取壊し等については、施設再編計画を作成を検討する。

5-6 改革による財政効果

図表 6 集中的に取り組む改革による財政効果額一覧 (億円)

	H22	H23	H24	H25	4年間累計
市税収納率の向上	1.3	1.5	1.6	1.6	6.0
都市計画税課税区域の見直し	▲2.7	▲2.7	2.9	2.9	0.4
職員定数の適正化	0.3	0.9	1.8	2.6	5.6
特別会計の経営健全化	0.2	0.2	1.2	2.1	3.7
普通建設事業の見直し		3.5	3.5	3.5	10.5
合 計	▲0.9	3.4	11.0	12.7	26.2

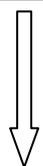
平成 22 年度から同 25 年度まで、「市税収納率の向上」「都市計画税課税区域の見直し」「職員定数の適正化」「特別会計等の経営健全化」及び「普通建設事業の見直し」に集中的に取り組むことにより、4 年間累計で 26.2 億円の財政効果が見込まれる。

6章 将来の財政予測

6-1 財政シミュレーション

平成 22 年度当初予算計上額をベースに、同 20 年度決算額及び同 21 年度決算見込額を勘案し、概ねの条件を設定した上で、今後 10 年間の財政シミュレーションを行った。

行財政改革実施前の財政シミュレーション（図表 1）



はじめに、行財政改革実施前の財政シミュレーションを行った。これによると、平成 21 年度に 119 億円あった基金は同 25 年度末に 95 億円に減少し、同 30 年度に底をつく試算となっている。

行財政改革実施後の財政シミュレーション（図表 2）

次に、行財政改革実施前の財政シミュレーションをもとに、行財政改革を実施した場合の財政シミュレーションを行った。

第二次行財政改革の計画期間である平成 22 年度から同 25 年度までの 4 年間に、5 章に掲げた「市税等収納率の向上」「都市計画税課税区域見直し」「職員定数の削減」「特別会計等の経営健全化」及び「普通建設事業の見直し」の改革に取り組むことにより、同 25 年度末の基金残高は 118 億円に復活する。

さらに、平成 26 年度以降は、新たに「扶助費の節減」「公共施設の再編整理」及び「補助金の見直し」等の改革に取り組むことにより、同 31 年度末に 37 億円の基金が残る試算となっている。

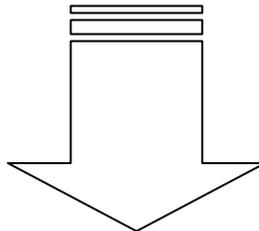
なお、本シミュレーションは、平成 23 年度以降の地方財政対策の動向によっては大幅な見直しが必要になってくることを付記しておく。

6-2 さらになる改革の必要性

こうした改革を実施しても、地方交付税の合併算定替えの特例が終了する平成 32 年度以降は、基金の減額幅が拡大していくことが予測されるため、歳入、歳出ともに一層大胆な改革に取り組む必要がある。

図表 1 行財政改革実施前の財政シミュレーション（参考）

項目	H20決算	H21決算見込み	第2次行財政改革の計画期間					⇒財政破綻（単位：百万円）					
			H22	H23	H24	H25	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)	
歳入													
地方税	9,426	8,980	8,730	8,818	8,862	8,955	8,955	8,955	8,955	8,955	8,955	8,955	8,955
地方交付税	8,041	8,186	7,939	7,941	7,943	7,945	7,947	7,677	7,137	6,597	6,057	5,517	
（うち大型施設合併の基財需要額算入分）			(0)	(17)	(72)	(176)	(331)	(409)	(409)	(402)	(395)	(391)	
臨時財政対策債	923	1,432	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,920	1,760	1,600	1,440	1,280	
国・県支出金	5,153	5,891	4,416	4,545	4,530	5,110	4,552	3,579	3,606	3,633	3,660	3,688	
（うち大型施設分）			189	800	1,000	1,550	1,000						
使用料・手数料	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	
繰入金	183	108	331	678	901	943	1,709	1,987	2,642	3,204	98		
繰越金	1,001	792	300										
地方債（臨時財政対策債除く）	1,918	3,423	2,975	2,751	4,373	5,915	4,057	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
（うち大型施設の合併債）			(284)	(1,140)	(2,100)	(2,550)	(2,206)						
その他	2,136	2,123	2,049	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	
計(A)	29,161	31,315	29,120	29,213	31,089	33,348	31,700	27,598	27,580	27,469	23,890	22,920	
歳出													
人件費	4,868	4,791	4,641	4,641	4,641	4,641	4,641	4,641	4,641	4,641	4,641	4,641	
扶助費	3,673	4,000	4,129	4,170	4,212	4,254	4,297	4,340	4,383	4,427	4,471	4,516	
公債費	3,449	3,403	3,713	3,948	4,168	4,463	5,007	5,007	4,956	4,801	4,550	4,252	
（うち大型施設分）			(0)	(20)	(99)	(247)	(425)	(581)	(580)	(570)	(561)	(551)	
物件費・維持補修費	4,298	5,700	5,198	5,083	4,898	4,748	4,748	4,948	4,948	4,948	4,948	4,948	
補助費等	3,014	2,150	2,151	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	
積立金	1,540	936	387	36	40	40	40	40	30	30			
繰出金	4,014	4,500	4,182	4,182	4,182	4,182	4,182	4,182	4,182	4,182	4,182	4,182	
普通建設事業費	3,281	5,189	4,246	4,808	5,410	6,398	5,511	2,290	2,290	2,290	2,290	2,290	
（うち大型施設）			(494)	(2,000)	(3,182)	(4,161)	(3,458)						
その他	74	346	473	195	1,388	2,472	1,124	0	0	0	0	0	
計(B)	28,211	31,015	29,120	29,213	31,089	33,348	31,700	27,598	27,580	27,469	27,232	26,979	
歳入歳出差引(A)-(B)	950	300	0	0	0	0	0	0	0	0	-3,542	-4,059	
基金現在高	11,361	11,850	11,906	11,264	10,403	9,500	7,831	5,884	3,272	98	0	0	
基金増減	1,470	828	56	-642	-861	-903	-1,669	-1,947	-2,612	-3,174	-98	0	
地方債現在高	33,937	35,715	37,502	38,874	41,702	45,856	47,721	46,524	45,228	43,955	42,726	41,617	



図表 2 行財政改革実施後の財政シミュレーション

			第2次行財政改革の計画期間										(単位:百万円)	
項 目		H20決算	H21決算見込み	H22	H23	H24	H25	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)	
歳入	地方税	9,426	8,980	8,592	8,693	9,316	9,404	9,404	9,404	9,404	9,404	9,404	9,404	
	地方交付税	8,041	8,186	7,939	7,941	7,943	7,945	7,947	7,677	7,137	6,597	6,057	5,517	
	(うち大型施設合併債の基財需要額算入分)			(0)	(17)	(72)	(176)	(331)	(409)	(409)	(402)	(395)	(391)	
	臨時財政対策債	923	1,432	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,920	1,760	1,600	1,440	1,280	
	国・県支出金	5,153	5,891	4,416	4,545	4,530	5,110	4,552	3,579	3,606	3,633	3,660	3,688	
	(うち大型施設分)			189	800	1,000	1,550	1,000						
	使用料・手数料	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380
	繰入金	183	108	449	404			441	814	1,319	1,666	1,932	2,150	
	繰越金	1,001	792	300										
	地方債(臨時財政対策債除く)	1,918	3,423	2,975	2,751	4,373	5,915	4,057	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
(うち大型施設の合併債)			(284)	(1,140)	(2,100)	(2,550)	(2,206)							
その他	2,136	2,123	2,049	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	
計(A)	29,161	31,315	29,100	28,814	30,642	32,854	30,881	26,874	26,706	26,380	25,973	25,519		
歳出	人件費	4,868	4,791	4,641	4,607	4,553	4,485	4,417	4,349	4,281	4,213	4,145	4,077	
	扶助費	3,673	4,000	4,129	4,170	4,212	4,254	4,297	4,297	4,297	4,297	4,297	4,297	
	公債費	3,449	3,403	3,713	3,948	4,168	4,463	5,007	5,007	4,956	4,801	4,550	4,252	
	(うち大型施設分)			(0)	(20)	(99)	(247)	(425)	(581)	(580)	(570)	(561)	(551)	
	物件費・維持補修費	4,298	5,700	5,198	5,083	4,898	4,748	4,748	4,848	4,848	4,848	4,798	4,748	
	補助費等	3,014	2,150	2,151	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,086	2,086	2,086	
	積立金	1,540	936	387	36	146	257	40	40	30	30	30	30	
	繰出金	4,014	4,500	4,162	4,162	4,062	3,972	3,932	3,893	3,854	3,815	3,777	3,739	
	普通建設事業費	3,281	5,189	4,246	4,463	5,065	6,053	5,166	2,290	2,290	2,290	2,290	2,290	
	(うち大型施設)			(494)	(2,000)	(3,182)	(4,161)	(3,458)						
その他	74	346	473	195	1,388	2,472	1,124	0	0	0	0	0		
計(B)	28,211	31,015	29,100	28,814	30,642	32,854	30,881	26,874	26,706	26,380	25,973	25,519		
歳入歳出差引(A)-(B)	950	300	0											
基金現在高	11,361	11,850	11,788	11,420	11,566	11,823	11,422	10,648	9,359	7,723	5,821	3,701		
基金増減	1,470	828	-62	-368	146	257	-401	-774	-1,289	-1,636	-1,902	-2,120		
地方債現在高	33,937	35,715	37,502	38,874	41,702	45,856	47,721	46,524	45,228	43,955	42,726	41,617		

地方財政計画の動向等により、毎年試算値を見直していく必要がある。

財政シミュレーションの設定条件

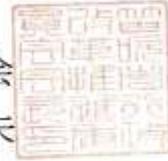
歳入	地方税	《改革前》平成22年度から25年度は、5章の「市税収納率の向上」の改革前の収入済額で見込み、26年度以降は25年度と同額とした。
		《改革後》平成22年度から25年度は、5章の「市税収納率の向上」の改革後の収入済額と「都市計画の課税区域の見直し」の財政効果額を見込み、26年度以降は25年度と同額とした。
	地方交付税	平成22年度の普通交付税は、地方財政計画を参考に7,439百万円と見込み、23年度から26年度は地方債の元利償還金に係る基準財政需要額算入分を含め22年度とほぼ同額になると試算した。平成27年度から31年度の普通交付税は、合併算定替えの特例加算分が段階的に減額することとして試算した。 特別交付税については毎年500百万円を見込んだ。
	臨時財政対策債	平成22年度は、地方財政計画を参考に2,000百万円と見込み、26年度まで同額とした。平成27年度から31年度は合併算定替えの特例加算分が段階的に減額することとして試算した。
	国・県支出金	平成22年度予算見積額をベースに、扶助費の動向、及び、普通建設事業費等を勘案して試算した（経済危機対策事業は考慮しない）。平成22年度から26年度は、大型施設建設補助金を合計で4,539百万円見込んだ。
	使用料・手数料	平成21年度決算見込み額をベースに以降同額で見込んだ。
	繰入金	歳入歳出差引額のマイナス分を基金で充当することとして作成した。
	繰越金	平成22年度は、21年度決算見込みの歳入歳出差引額とし、23年度以降は“0”で作成した。
	地方債	合併特例債は平成26年度まで借入れることとして建設計画により積み上げた。通常の地方債は投資的経費に連動する。
その他	地方消費税交付金、各種税交付金及び譲与税等で、平成22年度は2,049百万円、23年度以降は2,100百万円で見込んだ。	
歳出	人件費	《改革前》平成22年度は予算見積額とし、23年度以降も同額で見込んだ。
		《改革後》平成23年度から26年度は、22年度の人件費から5章の「職員定数の適正化」による財政効果額（うち一般会計分）を控除して見込み、27年度以降は毎年職員を10人ずつ削減することとして試算した。
	扶助費	《改革前》平成22年度予算見積額をベースに23年度以降は前年度比1%増で試算した。

	《改革後》平成22年度予算見積額をベースに23年度から26年度までは前年度比1%増で試算し、27年度以降は26年度と同額に据え置いた。
公債費	既発行分は償還計画から算出し、今後の発行分は過去の償還条件により推計した。
物件費・維持補修費	《改革前》23年度から26年度は、平成22年度予算見積額をベースに緊急雇用対策及び電算システム更新費用を控除して見込んだ。平成27年度以降は、大型施設等の維持管理費、運営費及び補修費を26年度より200百万円増額して見込んだ。
	《改革後》庁舎の節電や施設再編等による維持管理費用の縮減、及び、委託料の見直し等により、平成27年度から29年度までは100百万円、30年度は150百万円、31年度は200百万円、改革前より減額した。
補助費等	《改革前》平成21年度決算見込み額をベースに以降同額で見込んだ。
	《改革後》平成29年度以降の補助費を28年度の額より3%減額した。
積立金	基金運用益を毎年積み立てた。歳入歳出差引額のプラス分を積み立てることとして作成した。
繰出金	《改革前》平成22年度予算見積額をベースに以降同額で見込んだ。
	《改革後》5章の「特別会計等の経営健全化」により、平成22年度から25年度に合計370百万円減額し、26年度以降は毎年前年度より1%減額した。
普通建設事業費	《改革前》平成22年度から26年度の5年間は、合併特例債充当事業を優先的に実施することとし、その費用として20,148百万円(うち大型施設の建設費用は13,295百万円)を見込んだ。また、この間は通常分の事業費を年間1,245百万円に抑え、特例期間が終了する27年度以降に20年度決算と同額の2,290百万円を毎年見込んだ。
	《改革後》5章の「普通建設事業の見直し」により、平成23年度から26年度までの通常分の事業費を年間900百万円で見込んだ。
その他	平成22年度から26年度に、ごみ処理施設建設費出資金38,00百万円と笛吹畑かん浄水場建設出資金の変動等を見込んだ。
基金	歳入歳出差引がプラスの場合は財政調整基金を積み立てることとし、歳入歳出差引がマイナスの場合は財政調整基金、減債基金及び特定目的基金を用途を考慮せずに取り崩すことと仮定して作成した。

平成 22 年 2 月 16 日

笛吹市長 萩野正直 様

笛吹市行政改革推進委員会
会 長 日 高 昭 夫



笛吹市の行政改革の推進に関する審議について（答申）

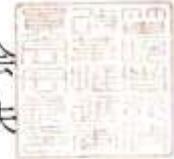
平成 21 年 6 月 23 日付、笛財第 6-8 号「笛吹市の行政改革の推進に関する審議について（諮問）」に基づき、笛吹市より提示されました「第 2 次笛吹市行財政改革大綱」の素案を中心に、笛吹市の行財政改革に関する重要事項について、本委員会において活発かつ精力的な議論と審議を重ねました。その結果、「第 2 次笛吹市行財政改革大綱」に本委員会での審議内容がおおむね反映されましたので答申します。

本委員会での審議の経過および結果を踏まえて、笛吹市において鋭意、「第 2 次笛吹市行財政改革大綱」の推進に取り組まれますよう要望いたします。

平成 22 年 2 月 16 日

笛吹市長 荻野正直 様

笛吹市行政改革推進委員会
会 長 日 高 昭 夫



笛吹市における行財政改革の重要案件について（提言）

本市における行財政改革の推進に際しまして、特に下記の点について十分留意され、よりよい笛吹市の実現にご尽力されるよう、委員会を代表して提言いたします。

記

「市民第一主義で生活者起点の行政」という笛吹市の行政経営方針に掲げられているとおり、きわめて厳しい行財政の状況下において、多様な公共サービスの需要の増大に適切に対応するためには、情報公開と市民へのきめ細かくわかり易い情報の提供を大前提とした上で、広く市民各層の参画と協働を得ることが不可欠です。長期的・総合的にバランスの取れた行政財政運営の実現を図るために、特に後年度の政策的、財政的自由度を左右しかねない大規模事業の採否については、投資効果をいかにして回収できるか、初期投資のみならず中長期的な運営経費（ランニングコスト）の見通しはどうか、他の事業や施策への波及効果や悪影響がどの程度見込まれるか、など多角的な分析と検討を事前に加えることのできる市民参画型の仕組みを恒常的に設けるよう要望します。これは、当委員会審議の過程で、特に下水道事業特別会計の問題点や今後の改善策を検討した際に、今後に生かすべき教訓として得られた知見を制度化しようとするものです。笛吹市の置かれている行財政の現状や予測を十分に理解してこそ、市民の参画や協働は真の力量を発揮するものだと考えます。

以上

笛吹市行政改革推進委員会条例

平成 16 年 10 月 12 日
条例第 7 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素かつ効率的な市制の実現を推進するため、笛吹市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、本市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(会長)

第 4 条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、経営政策部財政課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日条例第 11 号)抄

(施行期日)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 25 日条例第 19 号)抄

(施行期日)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

笛吹市行政改革推進委員会条例施行規則

平成21年2月13日
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、笛吹市行政改革推進委員会条例(平成16年笛吹市条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第2条 条例第2条に規定する行政改革の推進に関する重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱及び集中改革プランの策定に関する事項
- (2) 前号に基づく行財政改革の進捗状況の監視に関する事項
- (3) その他行財政改革の重要懸案に関する事項

(委員の構成)

第3条 条例第3条第2項に規定する委員(以下「委員」という。)は、次の者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 関係団体を代表する者 8人以内
- (3) 公募による者 8人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2号の委員は、当該身分を失った場合は、委員を辞したものとする。

3 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 条例第5条に規定する会議(以下「会議」という。)は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに委嘱された委員の任期は、この規則の施行の日の前日までとする。

笛吹市行政改革推進本部設置要綱

平成 16 年 10 月 12 日
訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 行政改革の推進を図るため、笛吹市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、部長及び市長の指名する職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 本部の庶務は、財政課において処理する。

(その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日訓令第 5 号)抄

(施行期日)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日訓令第 6 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

笛吹市行政改革推進委員会委員名簿（平成 21 年 6 月 23 日現在）

日高 昭夫（会長）	学識経験者	山梨学院大学法学部政治行政学科教授、 山梨学院大学大学院社会科学研究所教授
長坂 邦彦（委員）	地域団体	石和町区長会会長
岩間 正美（委員）		一宮町区長会副会長
矢崎 明（委員）		八代町区長会副会長
渡邊 茂（委員）	市民団体	社団法人 笛吹青年会議所理事長
前島 純（委員）		社団法人 笛吹青年会議所副理事長
小河内 英紀（委員）		NPO 法人 ふえふき旬感ネット
神宮司 忍（委員）		NPO 法人 Hope 笛吹
相澤 正子（委員）	公募市民	民宿業、農業
小川 紀子（委員）		家事専業
稀代 康正（委員）		団体職員（全労済）
小宮山 克彦（委員）		農業、NPO 法人山梨情報通信研究所所員
早川 史香（委員）		家事専業
馬場 武夫（委員）		山梨災害ボランティア連絡会、山梨県自然監視員
望月 健二（市役所職員）		副市長
池田 聖仁（市役所職員）		経営政策部長
鈴木 幸弘（庶務）		経営政策部財政課長
赤尾 好彦（庶務）		経営政策部財政課行政改革担当リーダー
石原 修一（庶務）		経営政策部財政課行政改革担当

笛吹市行政改革推進本部委員名簿（平成 21 年 4 月 1 日現在）

荻野 正直（本部長）	市長
望月 健二（副本部長）	副市長
山田 武人（本部員）	教育長
梶原 清（本部員）	総務部長
池田 聖仁（本部員）	経営政策部長
加藤 寿一（本部員）	市民環境部長
中川 啓次（本部員）	保健福祉部長
保坂 利定（本部員）	産業観光部長
岩澤 重信（本部員）	建設部長
竹越 富男（本部員）	公営企業部長
早川 哲夫（本部員）	教育次長
堀井 一美（本部員）	会計管理者
金井 一貴（本部員）	消防長
古屋 正史（本部員）	議会事務局長
河野 修（本部員）	福祉事務所長
山下 真弥（本部員）	総務部総務課長
鈴木 幸弘（庶務）	経営政策部財政課長
赤尾 好彦（庶務）	経営政策部財政課行政改革担当リーダー
石原 修一（庶務）	経営政策部財政課行政改革担当

第2次笛吹市行政改革大綱策定までの経緯

平成21年1月21日	第10回行政改革推進本部（協議）	参加20人
2月23日	第11回行政改革推進本部（協議）	参加20人
4月27日	第12回行政改革推進本部（協議）	参加20人
6月23日	市長から行政改革推進委員会へ諮問	
6月23日	第1回行政改革推進委員会（審議）	参加20人
7月27日	第13回行政改革推進本部（協議）	参加19人
8月7日	第2回行政改革推進委員会（審議）	参加17人，傍聴1人
8月24日	第14回行政改革推進本部（協議）	参加16人
9月18日	第3回行政改革推進委員会（審議）	参加18人，傍聴1人
10月9日	第15回行政改革推進本部（協議）	参加20人
10月23日	第4回行政改革推進委員会（審議）	参加16人，傍聴1人
11月24日	第16回行政改革推進本部（協議）	参加20人
12月4日	第5回行政改革推進委員会（審議）	参加23人，傍聴1人
12月18日	第17回行政改革推進本部（協議）	参加19人
平成22年1月15日	第6回行政改革推進委員会（審議）	参加20人
1月25日	第18回行政改革推進本部（協議）	参加18人
2月8日	第7回行政改革推進委員会（審議）	参加20人
2月15日	第19回行政改革推進本部（協議）	参加20人
2月16日	行政改革推進委員会から市長へ答申	
2月19日～3月23日	パブリック・コメント手続き	

おわりに

本大綱は、行政改革推進本部で作成した原案を、行政改革推進委員会で審議し、パブリック・コメント手続きを経て策定に至りました。

今後は、『ヒト、カネ、モノ、情報を効果的にマネジメントし、簡素で魅力的な市政を実現する。』ことを目標に、第2次行財政改革の着実な実現に向けて鋭意取り組んで参ります。市民の皆様には、本大綱の進捗状況の監視をお願いするとともに、本市の行財政の現状及び課題を理解され、改革にお力添えをいただければ幸いです。

最後に、本大綱策定にあたりお力添えをいただきました笛吹市行財政改革推進委員会委員各位をはじめ、ご意見をいただきました皆様に対しまして心からお礼を申し上げます。

平成 22 年 3 月

笛吹市行政改革推進本部本部長

笛吹市長 荻野正直

第2次笛吹市行財政改革大綱

平成 22 年 3 月

笛吹市役所

〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部 777
TEL 055-262-4111 FAX 055-262-4115
URL <http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>